

東アジア研究

East Asian Studies

33号
2024年8月

会長就任のご挨拶 王 忠毅

会長の任を終えて 小川 雄平

東北アジアの緊張緩和と越境地域経済協力 小川 雄平

特集 日台シンポジウム「日台の新たな未来関係を目指して」

台日青少年交流事業の現状と課題 羅 濟立

多文化共生社会を生きるための中国語教育
—オンライン教材開発を端緒として— 荒木 雪葉

現代中国における党と国家の機構改革と党政関係の変遷
—2023年の改革を中心に— 渡辺 直土

〔報告要旨〕ポストコロナの中小企業金融支援
—コロナ禍での日本の経験— 西田 顕生

東アジア学会

東アジア研究 第33号

目 次 CONTENTS

〈学会動向〉

- 会長就任のご挨拶 王 忠毅 1
- 会長の任を終えて 小川 雄平 3

〈論 文〉

- 東北アジアの緊張緩和と越境地域経済協力 小川 雄平 5
Détente and Cross Border Economic Cooperation in Northeastern Asia OGAWA Yuhei

〈特集 日台シンポジウム「日台の新たな未来関係を目指して」〉

- 台日青少年交流事業の現状と課題 羅 濟立 29
The Current Status and Challenges of the Taiwan-Japan Youth
Exchange Program LUO JiLi

- 多文化共生社会を生きるための中国語教育
— オンライン教材開発を端緒として— 荒木 雪葉 37
Chinese Education for Living in a Multicultural Society:
Thinking with the Development of Online Teaching Materials ARAKI Yukiha

- 現代中国における党と国家の機構改革と党政関係の変遷
— 2023年の改革を中心に— 渡辺 直土 55
Administrative Reform in Contemporary China:
The Case of the 2023 Plan WATANABE Naoto

〔報告要旨〕

- ポストコロナの中小企業金融支援
— コロナ禍での日本の経験— 西田 顕生 65
Financial Support for SMEs during the COVID-19 Pandemic in Japan NISHIDA Akio

会長就任のご挨拶

この度、私は2024年4月より東アジア学会の会長を拝命いたしました。小川雄平前会長の後任を務めるにあたり、その使命と重責を強く感じております。

小川先生は、2015年4月から2024年3月までの9年間にわたって会長を務められ、会長として学会の発展に多大な貢献をされました。学術面におかれましても、「環黄海経済圏」、「東アジア地中海経済圏」を提唱されるなど、東アジア研究の発展にも尽力されてきました。この場を借りて、心からの敬意と感謝を表したいと思います。

徳島元会長は、2002年から20年以上にわたり、物心両面で学会活動を支えてこられました。今日では、徳島元会長のご支援により育った会員が学会活動の中核を担うまでになっており、元会長のご尽力なしには、現在の東アジア学会の繁栄はなかったと言っても過言ではありません。

本学会は、1991年の創設以来、学者・研究者のみならず、企業家、行政やマスコミの関係者等、地元各界の幅広い人材が集うという、他の学会にはないユニークな特色を持っています。多様なメンバーが一堂に会し、東アジアの研究や交流を深める場としての役割を果たしてきました。今後もおふたりの会長が生まれたこの伝統を大切にしながら、学会の更なる発展を目指してまいります。

私自身、学術的な面でも実務的な面でも未熟であり、おふたりのカリスマ的な会長の後任として会長職を務めることに、大いなる責任と緊張を感じております。しかしながら、会長職をお引き受けした以上、自らの強みを生かした学会運営に取り組む所存です。今後は日本国内のみならず、特に日中韓台を中心とした東アジア地域における国際的な学会としての展開を図りたいと考えております。皆様と共に学会をさらに発展させていくために尽力してまいりますので、どうぞよろしくご厚意申し上げます。

結びに、前会長の小川先生をはじめ、徳島元会長、そして会員の皆様のご支援に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年8月

王 忠 毅

会長の任を終えて

この3月末をもって会長の任を終えました。会員の皆様には、会長として非力な私を終始暖かく見守って下さり、有難うございました。コロナ禍で活動停止に追い込まれたこともありましたが、お陰で3期9年間、大過なく務めを果たすことが出来ました。改めてお礼申し上げます。

東アジア学会は1991年に創設されました。「学者先生」だけの閉鎖的な組織にはしたくないとの強い思いから、広く企業家、行政・マスコミの関係者や市民をも糾合したユニークな学会組織として出発しました。しかし学会としての質の確保には腐心し、年に数回の研究会の開催と機関誌の発刊、韓国の研究機関・団体（民族統一研究院・釜山発展研究院・韓国東アジア学会・ビジョンと連帯21）との合同研究会の開催を堅持してきました。その後、念願の中国との交流も本格化し、吉林大学東北アジア研究院・韓国東北アジア文化学会との3者間の交流協定も締結できました。機関誌にはレフェリー制を導入、日本学術会議の協力学術研究団体にも認定され、名実共に東アジア地域研究の泰斗的存在となっています。

本学会は、設立当初から行政機関や地場企業の支援を期待し、賛助会員への就任をお願いして来ました。九経連の催事で知己を得た(株)トクスイコーポレーションの徳島千穎様は、当初から賛助会員として惜しみない支援の手を差し伸べて下さいました。2002年からは、社長・会長として社務ご多忙の中、当学会の2代目会長にもご就任下さり、以後13年の長きに亘って本学会を牽引、その発展に大きく寄与されました。徳島様の学会への多大なご貢献を顕彰して、若手研究者に研究旅費を支給する「徳島賞」が設けられましたが、多くの受賞者が研究者として立派に育っています。同賞はコロナ禍で中断を余儀なくされるも、内容を充実させて再開の運びとなりました。

この他にコロナ禍で実現できなかったことは、賛助会員である行政機関や企業とのコラボです。(公財)福岡アジア都市研究所とは共同研究や研究会の共催が可能ではないかと思われま。また、企業とも、かつて(株)トクスイコーポレーションの社員が研究会に参加したように、具体的な交流が考えられそうです。週末の夕刻に、気軽に集まれる座談会を催し、賛助会員企業の社員も交えて東アジアの関心事について議論するのは如何でしょう。

最後に、嬉しいニュースを一つ。(株)トクスイコーポレーションが創業100周年を迎え、国内企業の僅か1.2%の「100年企業」に仲間入りです。本学会にとっても大変喜ばしい慶事です。我々も新たな執行部体制の下に、「100年学会」を目指して息の長い活動を続けようではありませんか。

小 川 雄 平

東北アジアの緊張緩和と越境地域経済協力

Détente and Cross Border Economic Cooperation in Northeastern Asia

小川 雄平
OGAWA Yuhei

はじめに

東北アジア地域の緊張関係が新たな局面に移行したことは、多言を要しない。従来は、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国、以下朝鮮と略記）が核実験やミサイル発射実験を続けることで、いわば一方的に緊張が作り出されていたが、2018年の貿易摩擦に始まる米国と中国の対立が両国の覇権争いにまで発展した結果、東北アジアの各国がそれぞれの陣営に組込まれ、相互に対立を深めることになったからである。また、22年2月のロシアによるウクライナ侵攻が、中国の武力による台湾統一を想起させて「台湾有事」が喧伝され、更には、23年11月の朝鮮による軍事偵察衛星の打ち上げと韓国側の対応を機に、辛うじて残っていた「9・19南北軍事合意」も破棄されることになった結果¹、朝鮮半島の不測の事態発生 の危機も加わり、東北アジア地域の緊張は一層高まっているのである²。

日本政府も、人々の「嫌中意識」や「朝鮮排除の論理」を利用し、関係改善に向けた外交努力を放棄するばかりか³、逆に危機意識を煽って防衛予算を積み増し、中国・朝鮮への敵対姿勢を強める始末である。政府の主張は、防衛力の増強が抑止力を強めるというのであるが⁴、隣国を仮想敵に軍事力を増強することが、果たして抑止力を強めることになるであろうか。仮想敵とされた相手国も、当然のことながら軍事力の増強に走るとすれば、抑

¹ 「9・19南北軍事合意」は、緊張緩和に向けて国境付近での一切の軍事行動を控えることを約束して2018年に締結されたが、23年11月に朝鮮の軍事偵察衛星打ち上げを受けて韓国側が一部停止を決定すると、朝鮮側は全面破棄を表明していた（『日本経済新聞』2023年11月24日）。韓国側も、24年6月4日には、脱北者団体による反体制ビラ散布に対抗した朝鮮側からの汚物風船の散布や偵察衛星打ち上げ等への対抗策を採る必要から、同軍事合意の効力の全面停止を閣議決定するに至った（同24年6月4日、同5日）。こうして南北の合意は完全に反故にされた。

² 24年6月19日、プーチン大統領が訪朝し、露朝は「包括的戦略パートナーシップに関する条約」の締結で合意（『日本経済新聞』2024年6月20日）、東北アジアは更に緊張を高めることとなった。

³ 人道的にも許し難いのは次の事実である。元外務次官への朝日新聞のインタビュー（2022年9月17日）の結果、新たな拉致被害者2名に関する朝鮮側からの生存情報が当時の政府によって握り潰されたという事実が判明したが、政府はこの事実を認めないばかりか（田嶋慶彦「元外務次官の拉致被害者『生存情報』証言、林外相は『答弁控える』」、『朝日新聞』デジタル版、2022年10月13日）、その後も一切の外交的働き掛けをしてこなかったことである。

⁴ 岸田文雄首相は防衛大学の卒業式の訓示の中でも、戦争を未然に防ぐのは抑止力で、抑止力を向上させるのは防衛力の強化だと唱えている（『日本経済新聞』2024年3月24日）。

止力強化のために更なる軍事力の増強が図られる結果、際限のない軍拡競争に陥るだけである。そうしてそれは、有事を誘発する危険性を一層高めることに繋がるのである。

実際、菅義偉政権の軍拡路線を引き継いだ岸田文雄政権も、朝鮮の極超音速ミサイルや中距離弾道ミサイルの開発による日本の脅威は新たな段階にまで高まったとして、これまでの政権が否定してきた「敵基地攻撃能力」の保有を、22年12月に「反撃能力」の保有と言い換えて閣議決定するに至った⁵。射程1,000kmを超えるスタンド・オフ・ミサイルや極超音速ミサイルの開発が敵基地攻撃に転用可能であるに止まらず、「敵基地攻撃能力」の保有それ自体が中国・朝鮮には明確な敵対行為と映り、緊張を著しく高めることになるのは、改めていうまでもない。その結果、朝鮮半島非核化の途は益々遠退くことになるのである。

このように、東北アジアは現在、緊張関係の真っ只中にある。それでは、現下の東北アジアの緊張を緩和する方途はあるのであろうか。最大の非軍事的抑止力である筈の政府の関係改善＝善隣外交は封印されたままである。政府の外交努力に期待できないという状況の下で、緊張緩和を促す方途とは何であろうか。筆者は、それは地方自治体や企業・NPO等の市民団体がアクターとなる地方相互間の「越境地域経済協力」であると考え。いま少し敷衍しておこう。

国家の下位団体である地方公共団体や企業、あるいはNPO等の市民団体による、国境を超える協力は「越境地域協力 (Cross Border Cooperation : CBC)」と称され、陸上で国境を接し、その国境も障壁ではなくなったEUでは、盛んに実施されているようである⁶。EU域内は、民主主義とキリスト教という共通の価値観を持つ先進資本主義国が多数を占めており、経済統合から政治統合に向けて共に歩んでいることもあって、国境を超える地方間の協力は、地域間格差の是正の上からも必要不可欠だからである。

しかし、翻って東北アジアではどうかというと、社会主義を標榜する国もあって各国の政治・経済制度は大きく異なっている。文化・宗教面においても、漢字文化圏や儒教文化圏は明確な範疇では無くなっていることもあって、下位団体による越境地域協力は低調である。僅かに環境協力や経済協力が認められるに過ぎない。それも、日本はいうまでもなく島国であり、軍事境界線で朝鮮と対峙する韓国もまた事実上の島国状態に置かれていることから、東北アジアの場合は、海域を跨ぐ形での広域の越境地域経済協力や越境地域環境協力として推進せざるを得ないからである⁷。

そのような数少ない越境地域経済協力の中で、筆者が注目するのは、中国と韓国との経

⁵ 政府は2022年12月16日の臨時閣議で、敵のミサイル発射基地等に打撃を加える「反撃能力」保有を明記した「国家安全保障戦略」と「国家防衛戦略」、及び「防衛力整備計画」の改定3文書を閣議決定した（『日本経済新聞』2022年12月17日）。反撃能力の手段としては、米国製ミサイル・トマホークを1年前倒して2025年度に配備するという（『日本経済新聞』2023年10月5日）。

⁶ 詳しくは〔高橋和2006〕を参照されたい。

⁷ 離島（対馬・八重山）を舞台とする日・韓及び日・台の越境地域環境協力については〔中山賢司2022〕を参照されたい。なお、対馬市の漂着プラスチックは、伊藤忠商事が買い取ってファミリーマートの買い物カゴに再利用している（『日本経済新聞』2023年1月5日）。

济協力である。というのは、中国と韓国の地方政府や企業がアクターとなった越境地域経済協力が、朝鮮戦争以来の両国の敵対関係を解消させ、1992年には国交正常化を実現したからである。本論では、こうした中韓の越境地域経済協力による関係改善を経験則と捉え、現下の東北アジアの緊張緩和を促進させるための新たな越境地域経済協力を模索することにした。朝鮮も確実に組込んだ越境地域経済協力であることは断るまでもない。

本論の構成を示しておけば、次の通りである。まず、かつての中韓の経済協力を、今日の東北アジアの緊張緩和と関係改善を齎す越境地域経済協力の原型と捉えて再測定する。次に、ロシア・朝鮮と陸上で国境を接する中国東北地域の人々の隣国観と対比することで、島国に暮らす我々日本人の隣国観の特異性を考察する。日本人の特異な隣国観が日本政府の関係改善＝善隣外交の軽視や軍備の増強を許していると思われるからである。この問題は、換言すると、中国が国連安保理決議に従って経済制裁を発動しているにも関わらず、何故に隣国朝鮮との友好関係を維持できているのかを明らかにすることでもある。そうして最後に、筆者が考え得る、朝鮮を内に含む具体的な越境地域経済協力を提起、検討する。

その1つは、環境負荷の低いエネルギー資源である天然ガスの共同利用から構想される①越境エネルギー協力、いま1つは、ユーラシア・ランドブリッジと称されるシベリア鉄道の共同利用から構想される②越境物流協力、そうして3つ目は、大量の観光客による中・露・朝国境の頻繁な越境往来から構想される③越境観光協力である。結論を先取りすれば、これらの内、現時点で最も実現可能性の高い越境地域経済協力は、③越境観光協力である。

1. 中韓の越境地域経済協力と域内協力の進展

(1) 中韓貿易の発展と「官民分離」

韓国は1973年6月23日に歴史的な「平和統一外交宣言」を発し、共産圏への門戸開放を宣言したが、中国との貿易取引は1975年まで俟たねばならなかった。通関統計を見ると、75年18万ドル、76年13.8万ドル、77年11.7万ドル、78年3.7万ドルと、いずれも僅かな輸入金額を計上したに過ぎず、輸出は皆無であった⁸。しかし、中国が対外開放政策を採り始めた79年からは、韓国の香港経由の間接輸入が始まり、香港の貿易統計によると、同年の対中輸入は2,890万 HK ドル (578万ドル)、翌80年には2億2,250万 HK ドルに増えた。韓国の香港経由の対中輸出は80年の1億6,580万 HK ドルが最初である。翌81年は輸出入共に急増し、韓国の輸出8億1,100万 HK ドル、輸入4億1,320万 HK ドルとなった。その後に一時的な停滞はあったが⁹、84年には韓国の輸出は12億5,410万 HK ドル、輸入は14億4,470万 HK ドルを記録した¹⁰。

⁸ 韓国貿易協会『貿易年鑑』各年版。

⁹ 朝鮮が中国に、韓国との貿易取引を抗議したからである。詳しくは、[小川雄平1985]を参照されたい。

¹⁰ Census and Statistics Department, Hong Kong, "Hong Kong External Trade" 各年12月。

取引品目を見ておくと、中国産の原綿・生糸・羊毛や織物、動・植物性原料と韓国産の合成繊維糸・アパレルやカセット付きラジオ・テープレコーダー等の通信機器及び電気機器とが中心となる¹¹、農産原料と工業製品の交易という垂直貿易ではあったが、相互に補完し合う貿易取引であった。中韓の取引には更に、日本経由の石炭・オイルケーキ（油粕）・トウモロコシ等の取引があった。これは、韓国が必要とする原料炭や飼料・飼料穀物を日本の商社が中国の華北や東北から調達した取引である。これらの取引品目は重量物であることから、経由地は香港ではなく、輸送距離の短い日本経由で取引されたようである¹²。何れも韓国の鉄鋼業や畜産業には不可欠でありながら、国内調達が難しい産品である。

このように経済補完関係の大きな両国の貿易は増大の一途を辿ることになるが、香港や日本経由の間接取引形態が貿易拡大の足枷となることは容易に想像されよう。貿易取引の増大を受けて、直接取引が指向されるのである。共産圏との貿易に備えて1981年に「反共法」を撤廃し、翌82年に対共産圏貿易への「便益関税」の適用に踏み切っていた韓国にとっては、直接取引への移行には何等支障がなかった。問題は専ら中国側にあった。

というのは、中国が国交の無い国家との通商関係樹立に用いる「政経分離」方式が、韓国との貿易には適用できなかったからである。すなわち、「政経分離」方式で政府間貿易協定を締結することは韓国の存在を認めることに他ならないが、それは友好国である朝鮮の反発を招いて関係を悪化させるに止まらず、翻って「二つの中国」を自ら認めることに繋がるからである。中国に必要なのは、韓国の存在を認めずに経済交流・協力を実現する方途だったのである。

こうして、中国が編み出した方式は、中国政府と地方政府や国有企業を明確に区分する「官民分離」方式であった。すなわち、「官」である中国政府は韓国を認めず、従って交流も経済協力も有り得ないが、「民」である地方政府や国有企業が韓国の地方自治体や民間企業と経済交流・協力を始めることには、関知も関与もしないというのである。朝鮮の体面を保ちつつ、韓国とは経済交流・協力を推進するという巧みな方式であるといつてよい。実際に、中国政府は、韓国に近接する山東半島・遼東半島の地方政府や直轄市の天津市、あるいは国有企業に貿易の自主権と外資の導入権を付与し、地方主導の対韓経済交流・協力を奨励したのである¹³。

他方の韓国も、実は地方主導の経済交流・協力を企図していた。というのは、87年6月に「民主化宣言」を発し、同年末の大統領選挙に立候補した盧泰愚民政党代表の選挙公約の一つは中国との交流の推進であったが、その背景には、発展の後れた西海岸地域（京畿道・忠清南道・全羅南北道の黄海沿岸地域）を中国との経済交流・協力を梃子に開発し、

¹¹ [Teresa Y. C. Wong] による。

¹² 詳しくは、[小川雄平1985]を参照されたい。

¹³ 当時、愈正声青島市長（後の党中央政治局常務委員）も企業誘致のために、お忍びで訪韓していた。また、91年4月に青島市は、逆に韓国に進出し、韓国特殊ベアリングと合弁で韓青開発を設立している（筆者の度重なる現地調査）。中韓の地域経済交流における地方政府の役割は極めて重要であった。

国内の経済格差の縮小と社会の安定を実現したいという思いがあったからである。こうして韓国は、盧大統領の「西海岸地域開発計画」の達成に向けて中国との地域経済交流・協力に乗り出すことになったのである。こうした中韓の交流・協力を越境地域経済協力の原型と捉えるのは、地域を舞台に、当該地域の地方政府・自治体や企業がアクターとなって経済交流・協力が演じられたからに他ならない。

(2) 局地的経済圏の展開とグローバル・サプライチェーン

筆者は、長らく敵対してきた中国と韓国が、経済的相互依存関係の緊密化の結果、関係改善へと舵を切り、国交を正常化させたという歴史的事実を踏まえて、中国・朝鮮・韓国・日本の黄海沿岸地域相互間の経済交流の緊密化による局地的経済圏「環黄海経済圏」の形成を説いた¹⁴。圏域内の人々の間に、共に黄海からの恵みを得ているという連帯意識や共同意識が醸成され、各地域の資源の賦存や産業の配置、インフラの整備状況等を基に、国際分業と協業の自主的な相互依存関係が形成されることで、地域の安定化が実現すると考えたからである。だが、その間に経済のグローバル化とともに汚染のグローバル化も進出した結果、持続可能な発展のためには、黄海に日本海や東中国（東シナ）海を含めた海域を統合した「東アジア地中海」を想定し、より広域の「東アジア地中海経済圏」を提起して汚染防除と持続的な経済発展に取り組む地域協力の途を追求することになった¹⁵。

しかしながら、急速な経済グローバル化の進展は、東北アジアの各地域を、多国籍企業が構築した世界規模の重層的な広域供給網である「グローバル・サプライチェーン (Global Supply Chain : GSC)」に組み込むことになった。換言すれば、東北アジアは、いわば各地域がそれぞれの比較優位を活かして自主的に相互間で取り結ぶ「内発的な」国際分業関係ではなく、多国籍企業による「外圧的な」国際分業関係に組み込まれることになったのである。GSCに組込まれることで、東北アジアは急速な経済発展を実現し得たからである。その結果、形成途上にあった局地的経済圏は、「環黄海経済圏」や「東アジア地中海経済圏」としての実体を備える前に、多国籍企業によって、その国際分業関係に絡み取られ、GSCの一環として再編成されることになったのである。

実際、北九州市と下関市は、「環黄海」を自治体外交の指針に、中韓のそれぞれの姉妹都市である大連・仁川、青島・釜山との間で「環黄海6都市会議」を結成し(1991年)、共同で環境問題・技術交流問題・都市問題等に取り組んだ。94年には「東アジア都市会議」に名称変更して新たに福岡市、中国の天津市・煙台市、韓国の蔚山市を加えて10都市をメンバーに、各地の経済界も糾合した「東アジア経済交流推進機構」を設立した。行政手続きの迅速化や港湾等の公共施設の料金引き下げを図ると共に、製造業・物流・環境ビジネス・観光の4分野で、各都市が自己の比較優位性を活かして共同参画できる新たなビジネスを模索することになったのである¹⁶。06年には熊本市が加わって11都市の組織体となったが、こ

¹⁴ 環黄海経済圏については、[小川雄平1988]を参照されたい。

¹⁵ 「東アジア地中海」及び「東アジア地中海経済圏」については [小川雄平2006]を参照されたい。

これらの都市の少なからぬ企業が既に多国籍企業のGSCの網の目に組込まれていたことから、この組織体は独自の活動を展開できなくなっていた。更に、追い打ちを掛けるかの様にコロナ禍に見舞われ、活動そのものも停止に追い込まれてしまったようである。

(3) 自治体外交の展開：「マスク外交」と難破漁船救援活動

環黄海地域を舞台に、地方自治体をアクターとする越境地域経済交流は停止に追い込まれたが、以下では、コロナ禍においても展開された注目すべき自治体外交の事例を見ておきたい。その1つは、日本の地方自治体が中国の姉妹都市との間で、新型コロナ・ウィルス感染症の流行で不足するマスクを融通し合った「マスク外交」の展開である。

「マスク外交」とは、中国の武漢市で発生したとみられる新型コロナ・ウィルスが猛威を振るい、感染者が急増した中国の姉妹都市からのマスクの緊急要請に応じて、日本の地方自治体が災害用の備蓄マスクを送付、後に日本でも感染者の増大でマスクが必要になると、今度は中国側からマスクの返礼を受けたという日中姉妹都市間の交流を指す。こうした「マスク外交」は、そのいずれの場合も自発的に、日中共に全国規模で実施されたようだが、共通しているのは、中国側のマスクの返礼が例外なく、日本側の送付数の何倍にも達したことである。

筆者の住む九州地域の事例としては、大分市の防災備蓄用マスク3万枚の送付に対する武漢市からの同5.3万枚の返礼、薩摩川内市のマスク4.38万枚の送付に対する常熟市からの同5万枚の返礼、北九州市からの使い捨て感染症対策キット70セットと防塵マスク260枚に対する大連市からのマスク20万枚の返礼、佐世保市からのマスク2,000枚に対する廈門市からの同1万枚の返礼等が挙げられる¹⁷。政府間関係の良くない中で、感染症の蔓延という自国第一の非常時にも、日中の姉妹都市は不足するマスクを融通して協力し合ったのである。

いま1つ別の自治体外交を紹介しておこう。それは、日本海沿岸地域の自治体による朝鮮籍難破イカ釣り漁船の救援活動である。日本海の好漁場である大和堆付近に集まる朝鮮の本造小型漁船の中には、冬季の強い季節風で難破して日本海沿岸地域の海岸に漂着するものも少なくなく、例えば2018年は12月13日現在で年間過去最多の203件を記録したというのが¹⁸、こうした難破漂着船に対しては、沿岸の自治体が自身の費用で、地元の漁業関係のボランティア等と救援活動を行うことになるのである。実際、こうした救援活動に対し、朝鮮赤十字会から感謝の意が表明されている¹⁹。

¹⁶ 筆者も福岡市の委員として議論に参加した。

¹⁷ CRIonline2020年4月26日 (<https://japanese.cri.cn>)、「西日本新聞 me」2020年5月1日 (<https://www.nishinippon.co.jp/item/n>)、「朝日新聞デジタル」2020年6月10日 (<https://asahi.com/articles>) による。なお、大連市から北九州市への返礼には、夏目漱石の句「春雨や身をすり寄せて一つ傘」が添えられていた（『西日本新聞』2020年3月31日）。同句は正岡子規の「人に貸して我に傘なし春の雨」への返句だといわれるが、大連市の当局者も承知していたとすれば、その深い教養には脱帽せざるを得ない。

¹⁸ 『日本経済新聞』2018年12月15日。

¹⁹ 同、2019年2月5日。

大和堆付近に集まる朝鮮イカ釣り漁船の数は正確には把握できないが、日本の排他的経済水域（EEZ）内に侵入して警告を受けた延べ数は、水産庁の統計から把握可能である。ちなみに、難破漂着が多かった2018年は5,201隻、翌19年は4,007隻であったが、20年は一転して1隻、21年はゼロ、22年は19隻、23年は24隻であった²⁰。20年以降激減しているのは、コロナ禍で朝鮮が国境を閉鎖したからであろう。23年になっても朝鮮漁船の戻りが少ないのは、大和堆のイカ漁が最近不漁であることも関係しているのかも知れない²¹。

それにしても、2018・19年の朝鮮漁船の多さには驚きを禁じ得ない。朝鮮の日本海沿岸地域から大和堆までの往来には相応の燃料が必要である。経済制裁下で原油も石油製品も輸入制限を科せられている中で、朝鮮漁船は必要な燃料を如何に調達していたのであろうか。この点については、3.（3）で触れることとしたい。

2. 日本人の国境観・隣国観の特異性

（1）日本人の国境観と隣国観

ここでは、我々日本人の国境観・隣国観を明確にしておきたい。というのは、政府が軍備増強のために利用する「嫌中意識」や「朝鮮排除の論理」は、我々の特異な隣国観に基づいていると思われるからである。

日本は島国であるから、近隣の東北アジア各国との国境を画する国境線は海洋上にあるが、直接目視することが出来ない。具体的には、領土の海岸基線から12海里（22.2km）の距離に設定された領海線が日本の国境線であり、外界との一応の境界線である。一応の、と断るのは、その先12海里（領土基線から24海里）に、出入国管理・通関・検疫等のための接続水域（Contiguous Zone）が設定され、更にはまた、かなり広い排他的経済水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）が存在するからである。

排他的経済水域は、領土基線から200海里（370km）までの海域を指し、領海ではないが、漁業や養殖業、海底資源の探査・採掘等の経済活動が排他的に行えることになっている。その先がどの国にも属さない公海である。このように、日本の領海線も排他的経済水域線も厳然と存在するが、それは海上に設定されたものであり、我々には直接目視できないが故に、観念的な存在である。何れも、我々には実体のない排他的な境界線というに過ぎない。

公海の先には、いうまでもなく隣国の排他的経済水域があり、その先に隣国の領海が、そのまた12海里先に隣国の領土が存在する。隣国の人々にとっても、領海線も排他的経済水域線も直接目視できない観念的な排他的境界線であることに変わりはない。

²⁰ 水産庁 HP「日本海大和堆周辺水域における外国漁船への対応について」（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/7yamatotai.html>）による。

²¹ 不漁の原因としては、外国漁船による乱獲に加えて、スルメイカを好物とする「天敵」のクロマグロの増加も指摘されている（『日本経済新聞』2024年4月25日）。

このように、隣国は、目視できない境界線の、更に遙か彼方にあり、我々にとっては実体のない遠い存在である。それだけではない。目視・確認できず、捉えようがない存在というのは、換言すれば漠として不安で不気味な存在だということである²²。ここから、我々の隣国認識や隣国観には、不安で不気味だという「負の潜在意識」が醸成されることになるが、こうした意識は、何等かの切っ掛けがあれば、容易に「嫌韓意識」や「嫌中意識」に転化するのである。核実験やミサイル発射事件を繰り返す朝鮮に対しては、それは容易に理由の無い恐怖心へと転化して「排除の論理」を生むことに繋がるのである。

以上、島国に住む我々日本人の国境観・隣国観を見てきたが、半島国家である韓国もまた三方を海に囲まれ、残る一方も朝鮮と軍事境界線で対峙し、塞がれているのであるから、事実上の島国状態にあるとあってよい。とすれば、韓国人の国境観・隣国観も我々日本人と同様であろう。韓国人にとって、海を隔てて目視出来ない隣国である日本や中国は、漠としているが故に不安で不気味な存在であり、何等かの切っ掛けで容易に「反日」や「嫌中」の意識が生じることはいうまでもなかろう。中国の東部沿岸地域に住む中国人にとっても、海を隔てて直接目視し得ない隣国の日本・韓国は不安で不気味な存在なのである。ここでも、切っ掛け次第で、不安感容易に「反日」や「反韓」意識に転じよう。

(2) 中国東北人の国境観と隣国観

上に見たような我々日本人の隣国観が、更にはまた韓国人の隣国観や東部沿岸地域の中国人の隣国観も、実は極めて特異なものであることは、隣国のロシア・朝鮮と長い陸上の国境線で対峙している中国東北地域の人々の隣国観と比較することで一層明白となる。

周知のように、中国東北地域を構成する「東北3省」は、何れもロシアや朝鮮と陸上の国境線で接している。具体的には、黒龍江省はアムール河(黒龍江)・ウスリー河を境にロシアと、吉林省は陸上に設定された境界線でロシアと、図們江(豆満江)を境界に朝鮮と、遼寧省も鴨緑江を境界に朝鮮と、それぞれに国境を接して対峙している。しかも、いずれも陸上の国境線で画されているので、国境線越しに、相互に隣国の状況が明白に目視できるのである。したがって、島国の我々と違い、隣国に対して、見えないことによる不安感や不信感を抱くことはなく、「負の潜在意識」を生じさせることもないのである。むしろ問題は、明確な国境線を如何に守るか、であろう。その国境線が長ければ尚のこと、その防衛は大きな問題となる。

実は、それぞれの境界を画する国境線は長いことで知られている。特に中・露間は極めて長く、実に4,200km、中・朝間でも1,400kmに及ぶ。このように長い国境線は完璧に防衛できるものであろうか。出来るとすれば、どのように防衛されているのであろうか。

中国東北地域はかつてロシア(当時ソ連)との間で、国境河川ウスリー河中洲の珍宝島(ダマンスキー島)の領有を巡って戦火を交えたことがある。当時ソ連が実効支配していた

²² 我々が、直接目に見えないものに対して不安な感情や更には恐怖の感情を容易に抱くことは、コロナ禍で経験した通りである。

この島を、1969年3月2日に中国軍が攻撃して戦端が開かれた。中・ソ両国の間には国境未画定の地域が残っており、ウスリー河の中洲もその一つであった。対立を続けてきた両国は、領土問題を棚上げにすることで、1989年に国交正常化を果たした。その上で国境交渉を再開し、91年に極東地域の関連部分については合意に達した（中ソ東部国境協定）。この時の合意で、問題のウスリー河の中洲は中国領に編入された。94年には中央アジア部分についても合意が成り（中露西部国境協定）、2004年には全ての国境画定が完了した²³。

この国境紛争から明らかになったことは、紛争の火種となった領土問題を一時的に棚上げにすることで両国の関係改善を進め、国交正常化を果たした上で本格的な国境画定交渉を行った結果、漸く交渉は妥結をみたということである。ここから得られる教訓は、至極当然のことではあるが、①長い国境線は軍隊を増強しても防衛できないので、②有事を引き起こすような緊張関係を作り出さない様に、③隣国との関係改善に努め、友好関係の維持に腐心すること、である。隣国とは常に関係改善の努力を怠らず、友好関係を維持することで、長い国境線も防衛できるという訳である。

(3) 関係改善・維持のための国境地域の取組み

実際、国境地域では、党や地方政府や住民の代表団を相互に派遣し合って関係の改善・維持に努めている。更には、地方政府・自治体による関係改善・維持のための独自の取組みが行われている。中・露間では、例えば、黒龍江省黒河市とアムール州都ブラゴベシチェンスク市との間で、相互に市民を派遣し合う市民交流が1988年9月から実施されている。派遣された市民は観光と買い物を楽しみ、夕食を済ませて帰国するというもので、親善と相互理解を深める「日帰り市民交流」である²⁴。

96年6月29日には、黒河市とアムール州との間で「辺民互市貿易区」を中国領の大黒河島に設置する旨の協定が締結され、両地域の住民には、同貿易区内に限って免税取引が認められた²⁵。これは、国境地域の経済発展と国境住民の福利厚生を図る目的で中国政府が導入した「辺境貿易（国境貿易）」の一形態で、「辺民互市」と称される貿易取引である。貿易区内の免税上限は、当時は1人1日1,000元であったが、現在は8,000元（16万円）に引き上げられている。

中・朝間においても、地方政府相互間で関係改善・維持の地道な努力が行われている。遼寧省丹東市と朝鮮の新義州市との間では、国境河川鴨緑江に架かる中朝友誼橋を渡って人々や物資が日々往来している。丹東市は中国最大の国境都市でもあるが、1965年にはその影響を慮って、「安東」というかつての地名を「丹東」に改名している²⁶。東を安らかにするとの地名では朝鮮に要らぬ誤解を与え兼ねないと思ったのであろう。そうした気遣い

²³ 詳しくは〔井出敬二〕を参照されたい。

²⁴ 〔小川雄平2000〕17頁。

²⁵ 〔高国清・徐至尧・汤仁国〕25頁。

²⁶ 以下、丹東の事情については、度重なる筆者の現地調査による。

もあって丹東は、中朝友誼橋を渡る貨物列車やトラックによる輸送で中・朝間の物流の大半を担っている。また、朝鮮旅行の最大の窓口として中国各地からの多くの観光客も受容れて、朝鮮との良好な関係の維持にも大きく貢献しているのである。

また丹東は、上に見た黒河市と同様に「辺民互市貿易区」を設け(2016年)、中・朝の国境民の免税取引を認めているが、コロナ禍もあって、貿易商を除けば、朝鮮新義州市からの国境民の来訪は皆無のようである。これを補完しているのは、国境貿易の別の形態として中国政府が認可している「探親(親族訪問)」と称する免税取引で、朝鮮族(朝鮮系中国人)が朝鮮に住む親族を訪問する際に、生活用品や消費財の携行とその朝鮮での販売や交換を認めるものである。この取引も1人1回の免税範囲は8,000元である。

丹東市と対岸の新義州市との関係で特筆すべきは、両市が話し合いで、国境河川鴨緑江の共同利用を認め合っていることである。すなわち、両国の国境線は鴨緑江の中央線であるが、相互に相手側の岸に上陸しない限り自国領に準じた取り扱いとすることで、河川を自由に利用しようというのである。実際現地では、丹東の遊覧船や新義州の船舶が入り混じって航行している光景を目の当たりにすることが出来る。ここでは国境線は排他的な境界線ではなく対峙する両地域を結び付ける共有物であり、「友好の絆」であるといつてよい。

以上に見たように、中国の東北地域の人々は島国の日本人や韓国人とは違って、国境を接する隣国のロシア・朝鮮との関係を積極的・前向きに捉え、地方政府・自治体を中心に関係の改善と友好関係の維持に腐心していること、そのための手段として、政府が越境観光や国境貿易を奨励して人々の往来や物資の交流に努めていることが理解できよう。この結果、中国は、国連安保理の決議に従って、友好関係にある隣国朝鮮に対する経済制裁の履行を可能にしているのである。具体的に見てみよう。

3. 中国の対朝鮮経済制裁履行と朝鮮側の対応

(1) 国連安保理の対朝鮮経済制裁

朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射実験を非難する国連安保理の経済制裁決議は、2006年10月9日の最初の核実験を受けて10月14日に採択された決議1718号を嚆矢に、以降も核実験の度に、何れも全会一致で採択され、実行に移された²⁷。しかし、朝鮮の核実験は止まなかった。制裁の対象も、金融・貿易取引や人的交流までも網羅する広範なものであったにも関わらず、である。その原因は、朝鮮の貿易依存度の80%以上を占め、その経済の命運を握る中国が制裁を厳格に履行していないことにあると考えられた。

しかしその中国も、朝鮮による度重なる核実験に対して警告を発したということであろう。16年9月9日の5回目となる核実験を受けて11月30日に採択された決議2321号に賛成

²⁷ 決議は加盟国に法的拘束力を持たない。各決議の内容は、Resolutions, 1718 Sanctions Committee (DPRK), U.N. Security Council (<https://www.un.org/securitycouncil/sanctions/1718/resolutions>) を、邦訳は外務省の「告示」を参照。

し、朝鮮の在外銀行・金融機関の閉鎖や輸出金融・保険等の貿易支援の停止、朝鮮の外貨稼得源である彫像や非鉄金属（銅・銀・ニッケル・亜鉛）とその鉱石の全面輸入禁止、民生用を除く鉄鉱石の輸入禁止、石炭の輸入制限を受容れた。

その後、17年8月5日には、7月4日・28日のICBM発射実験を受けて、鉄鉱石・石炭の全面輸入禁止と水産物の輸入禁止という制裁強化の決議2371号が採択された。中国の同意により、「民生用」は例外という抜け道が塞がれることになった。更に、同年9月11日には、6回目の核実験（9月3日）を受けて決議2375号が、12月22日には、ICBM「火星15号」の発射実験（11月29日）を受けて追加決議2397号が採択された。

決議2375号は、新たに繊維・衣類の朝鮮からの輸入禁止と原油の朝鮮向け輸出を現状維持に制限、石油製品については17年10～12月の朝鮮向け輸出量を加盟国全体で50万バレルに制限した。追加決議2397号は、原油の輸出量を、決議採択日（17年12月22日）より12ヶ月間の上限枠400万バレル又は52.5万トンに制限すると共に、輸出各国に月毎の輸出量の報告を義務付けた。また、石油製品についても輸出国全体の年間の輸出量を50万バレルに制限し、原油同様に月毎の輸出量の報告を義務付けている²⁸。

更に、追加決議2397号は禁輸品にHSコードを付して即刻履行を求めた。輸入禁制品については、新たに食品・農産物（HS07・08・12）、土石類（HS25）、木材・木製品（HS44）、一般機械（HS84）、電気機器（HS85）、船舶（HS89）にまで拡大したので、過去の制裁決議と併せると、朝鮮からの輸入品はほぼ全てが禁輸の対象となった。輸出禁制品についても、鉄鋼・金属（HS72～83）、機械機器（HS84・85）、輸送機器（HS86～89）が追加（朝鮮の民間航空機用補給部品を除く）されたので、朝鮮の戦略物資・重要物資の輸入は不可能となった。国際社会から「最大限の圧力」と称された所以である。

（2）貿易統計から見た中国の制裁履行状況

それでは、中国の履行状況はどうであろうか。貿易統計を基に検証してみよう。付表1は、中国の貿易統計を基に、朝鮮との貿易取引の状況を2017年から22年まで、その取引金額（単位1,000ドル）と対前年比増減率（%）を示している。これによれば、2017年の中国の輸入は前年比33%の減となっている。石炭・鉄鉱石及び水産物の全面輸入禁止を謳った決議2371号の採択により、中国が9月から石炭・鉄鉱石と水産物の輸入を控えたからである。朝鮮は中国向け主要輸出品の輸出の途を塞がれ、外貨稼得の3分の1を失ったことになる。2018年は更に厳しくなり、外貨稼得額は17年の僅か12%にまで激減した。朝鮮の輸入もまた3分の2に減少、制裁の圧力は極めて大きかったといえよう。

翌19年は輸出入ともに僅かな増加を示しつつ推移したが、2020年には輸出入ともに激減した。これは、新型コロナ・ウィルスの侵入を恐れた朝鮮政府が1月下旬から対中国境を閉鎖し、人の往来を止めるとともに物資の輸送も制限したからである。5月に入って輸送

²⁸ 決議2375号及び追加決議2397号の内容は注27を参照。

付表 1. 中国の対朝鮮輸出入動向

単位：1,000ドル、%

| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
| 輸出額 | 3,331,766 | 2,217,650 | 2,573,822 | 491,059 | 260,165 | 894,040 | 2,003,497 |
| 増減 | 8.2 | -31.7 | 16.1 | -80.9 | -47.0 | 247.5 | 140.4 |
| 輸入額 | 1,723,380 | 213,147 | 215,197 | 48,001 | 57,847 | 133,678 | 291,887 |
| 増減 | -33.0 | -87.7 | 1.0 | -77.7 | 20.7 | 130.2 | 118.4 |
| 合計額 | 5,055,147 | 2,430,797 | 2,789,019 | 539,059 | 318,038 | 1,027,718 | 2,295,384 |
| 増減 | -10.6 | -51.2 | 14.8 | -80.7 | -41.0 | 225.9 | 137.4 |

出所：中国海関総署「中国海関統計月報」（www.customs.gov.cn/customs/）。

制限が緩和されたものの、中国の感染増から10月以降は貨車・トラック・船による輸送が再度制限された²⁹。21年も取引は減退しているが、3月から船による取引が散発的に始まったこともあって、中国の輸入は若干増加を示している。翌22年は一転して輸出入ともに激増した。コロナ禍に見舞われたものの、9月末には中朝友誼橋を通過する貨物列車による輸送も再開されたからである。

各種の報道によると、朝鮮は22年1月に国境の封鎖を解除したが、4月25日の国境都市丹東の都市封鎖に鑑み、同29日に再び国境を閉鎖。5月12日には、国内のコロナ・ウィルスの感染を公表し、都市封鎖に踏み切った。6月12日に都市封鎖は解除され、9月26日には漸く中国との貨物列車の往来が再開されたという³⁰。この結果22年の貿易は激増、中国の輸出は前年の3.5倍、輸入は2.3倍に達した。23年も9月に列車、11月にトラックによる輸送が再開されて³¹、取引増勢は続き、輸出は2.4倍、輸入も2.2倍に増加している。

しかし、こうした取引増も、例えば22年の輸出を18年と比べると59.7%の減、輸入も37.3%の減で、コロナ禍前の水準の輸出は4割、輸入は6割の回復を示すに過ぎない。23年では、輸出は18年の9割まで回復したことが判明する。一方、輸入は18年を37%も上回っているが、制裁前の17年の17%に過ぎず、制裁は機能していると判断できよう。

それでは、制裁の内実はどうなのか、禁制品の取引は実際に行われていないのか、検証しておこう。2020年の前半は〔小川雄平2020〕で検証したが、問題はなかった。2020年10月以降はコロナ禍で輸送が止まり、21年はいうまでもなく、22年もコロナ禍の影響は大きく、取引は低迷した。ここでは23年の状況を検証しておくことにしよう。

中国の貿易統計によれば、1～10月の朝鮮からの禁制品の輸入は皆無である。同期の朝鮮への禁制品の輸出状況は付表2に示される通りである。5～10月に鉄鋼で15万ドル、電気機器で30万ドル、鉄鋼製品・卑金属工具でそれぞれ5万ドルの輸出が計上されている。しかしながら、その金額は合計で高々58万ドル、対朝鮮輸出入額全体の0.04%を占めるに過

²⁹ 『日本経済新聞』2021年3月29日。

³⁰ 『日本経済新聞』2022年5月13日、同2023年2月16日及び「アジアプレスネットワーク」（www.asiapress.org/apn/）による。

³¹ 『日本経済新聞』2023年11月29日。

付表2. 輸出禁制品の対朝鮮輸出状況（2023年1～10月）

単位：1,000ドル、%

| 品目 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 1～10月 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 72鉄鋼 | 14.6 | 0 | 0.2 | 0.4 | 0.7 | 134.4 | 150.3 |
| 73鉄鋼製品 | 24.3 | 5.1 | 8.4 | 6.6 | 4.6 | 0 | 49.0 |
| 82卑金属工具 | 2.9 | 42.2 | 0.6 | 0.7 | 1.2 | 0 | 47.6 |
| 84機械機器 | 0.1 | 0 | 0.1 | 0.3 | 1.0 | 36.9 | 38.4 |
| 85電気機器 | 20.6 | 0 | 8.2 | 5.1 | 214.4 | 50.6 | 298.9 |
| 以上小計 | 62.5 | 47.3 | 17.5 | 13.1 | 221.9 | 221.9 | 584.2 |
| 対朝鮮輸出額 | 165,632 | 154,710 | 156,554 | 162,895 | 188,740 | 167,599 | 1,583,946 |
| 禁制品の割合 | 0.04 | 0.03 | 0.01 | 0.01 | 0.12 | 0.13 | 0.04 |

注：1～4月は計上無し。

出所：東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol. II No. 64、2023年12月（原資料：HIS Markit, Global Trade Atlas）。

ぎない。中国は安保理の制裁決議を大過なく履行しているとみて差し支えないであろう。

次は、戦略品であるが故に数量制限が設けられている対朝鮮輸出品、原油と石油製品の輸出状況である。原油については、2013年の57.8万トンの輸出を最後に、以後の輸出は皆無である。中国は1996年から原油の純輸入国に転落しており、2017年からは米国を抜いて世界最大の原油輸入国となっている。輸出余力は無く、例えば18年の貿易統計に計上された輸出81万トンも全て保税原油の輸出³²、つまりロシア等第三国からの輸入原油の再輸出である。友好国朝鮮には、隠れて輸出していると疑う向きもあるようだが、制裁が科されたのは17年12月22日以降の輸出であるから、それに該当しない14～16年に輸出したというのであれば、わざわざ隠す必要はないであろう。また、制裁以降も上限の400万バレル（52.5万トン）までは輸出可能であるから、制限内なら輸出を隠す必要もない。実際、輸出制限のある石油製品については、中国もロシアも月毎の朝鮮向け輸出量を安保理の制裁委員会に届出ているのである。

更にいえば、朝鮮にとっては、中国からの原油の輸入は必ずしも大歓迎という訳ではない。というのは、パイプラインで供給を受ける大慶産原油はワックス成分が多く（22.4%）、高流動点（32.5℃）の重質油で、輸送には昇圧と加熱が必要とされ³³、その分高コストになるからである³⁴。実際、中国からの輸入原油は精製後に、精製費用分に相当する現物支給を差し引いた後、中国に再輸出されていたようである。パイプラインの維持のためには、安全輸送量として最低年間52.5万トン（制裁上限値）程度が必要だとの見解もあるが³⁵、大慶油田近傍で精製した方が合理的であろう。また、朝鮮の石油・石油製品の年間消費量は原油換算で4,000～5,000万バレルといわれるが³⁶、中国からの年間輸入量の50万トン規模は

³² 中国海関総署「海関統計月報」2018年12月。

³³ [斉藤隆] 66頁。

³⁴ ちなみに2010～13年のトン当たりの輸出単価を算出すると、一般単価543ドル、758ドル、915ドル、900ドルに対して、朝鮮向けは617ドル、986ドル、1,105ドル、1,035ドルと、14%～30%も割高である（中国海関総署『中国海関統計年報』を基に筆者算出）。

³⁵ [堀田幸裕] 21頁。

400万バレル相当、年間消費量の8～10%に過ぎない。供給が断たれても影響は軽微である。

次に、輸出制限のある石油製品の輸出状況について見ておくと、付表3の通りである。朝鮮に石油製品を輸出しているのは中国とロシアで、付表3は、両国の届出を基に作成された朝鮮向けの輸出統計表である。何れの年も上限の50万バレル内に収まっている。

付表3. 朝鮮向け石油製品の輸出状況 (2017～23年)

単位：t

| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 中国 | 3,126 | 19,200 | 22,739 | 5,043 | 11,034 | 13,195 | 30,836 |
| ロシア | 802 | 29,241 | 33,468 | 12,834 | 0 | 404 | 13,264 |
| 合計 | 3,928 | 48,442 | 56,207 | 17,877 | 11,034 | 13,599 | 44,100 |
| バレル換算 | 31,346 | 386,566 | 448,531 | 142,662 | 86,924 | 113,137 | 362,713 |

注：2017年は10～12月、上限は年間50万バレル（換算率は1 t = 7.98バレル）。

出所：United Nations, Security Council Subsidiary Organs, 'Implementation Reports'.

(3) 朝鮮の対応

それでは、こうした中国の制裁履行に、朝鮮はどのように対応したのであろうか。一言でいうなら、輸入代替＝国産化の推進による対中国貿易依存からの脱却によって、経済制裁それ自体を無力化することである。輸入代替＝国産化のための主要な方途は、① C1化学の活用による燃料・化学品の生産と、②輸入コークス不使用の鉄鋼生産である。更にはまた、③順調な穀物生産も、対中国輸入の削減に貢献したといえよう。具体的に見ておこう。

① C1化学の活用による燃料・化学品の生産

一酸化炭素やメタン等の炭素1個の物質から化学品を合成する「C1化学」は、朝鮮でも開発・利用されており、興南肥料連合企業所では、石炭ガス化によるメタノール(CH₃OH)の合成に成功し、メタノールから合成燃料や窒素肥料等の化学品の生産を可能にしたという³⁷。中国では、メタノールを原料に高品質の人造ガソリンを合成する技術(MTG: Methanol to Gasoline)が開発されて商業プラントで大々的に生産されており³⁸、石炭からプラスチックの原料となるオレフィンを生産する技術(CTO: Coal to Olefin)も確立されているようである³⁹。朝鮮でも、メタノールを原料とする人造ガソリンや石炭由来オレフィンから肥料・合成樹脂等の化学製品が生産されていることは、プロピレン・オ

³⁶ 金東吉「中国から見た北朝鮮情勢」(東アジア学会第73回定例研究会、2017年7月15日)による。

³⁷ 「C1化学工業と人民生活」(<https://youtube/qSySgSjQQPE>)を参照。なお、南興青年化学連合企業所では、無煙炭のガス化により、年産60万tの窒素肥料を生産しているという([朴在勲2018]による)。

³⁸ 「中国で再燃するメタノール・ガソリン(MTG)生産」TPECレポート2015年度第1回(平成27年4月16日)(https://www.pecj.or.jp/Japanese/minireport/pdf/H27_2015/2015-001.pdf)を参照。

³⁹ (独法)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の報告(<http://coal.jogmec.go.jp/content>)による。

レフィン重合体の輸出実績からも確認出来よう⁴⁰。中国からの原油の輸入が途絶えても、燃料・肥料や各種化学製品の生産は可能なのである。

②輸入コークス不使用の鉄鋼生産

鉄鋼の生産には、通常は鉄鉱石の還元剤としてコークスを使って高炉で銑鉄を作り、更に転炉で酸素を吹き込んで銑鉄中の炭素を除去、不純物も取り除いて鋼鉄にするという過程を経る。しかし、コークス炭を輸入できない朝鮮では、代わりに国産の無煙炭と石灰を使い、転炉に高純度酸素を吹き込んで、鉄鉱石から直接加圧工程に至る圧延鋼材システムの鉄鋼生産に成功し、国産の「主体鉄」を生産しているという。また、電気炉の黄海製鉄企業所でも、酸素熱法鉄生産工程を導入し、国産の電極材や製鋼添加剤を使って日産100トンの「主体鉄」を生産しており、17年には100%国産原料による鉄道用のレールを生産・出荷したと伝えられている⁴¹。

鉄鋼の国産化は、機械工業の発展と相俟って機械機器の国産化を可能にする。実際、国産化率98.7%のトラクターが量産されるようになり、5トン積の国産トラックの生産も可能になったと、17年11月15日付けの『労働新聞』も伝えている⁴²。

③順調な穀物生産と食の多様化

更に輸入代替＝国産化が進展した事例に穀物生産が挙げられよう。穀物は安保理の経済制裁の対象ではないが、農民の生産意欲を高める「圃田担当責任制」が採られたこともあって⁴³、近年の食糧生産は年産450万トンを確認しており、しかも、2018年を除けば、穀物だけでほぼ400万トンの収穫が可能である。かつての対中主要輸入品目も自給に近づいているのである。

次に、穀物生産が落込んだ2018年の状況について触れておきたい。というのは、食糧問題が量的確保から食の多様化へと転換しつつあると推察されるからである。国連のFAO/WFPは、18年の穀物生産は早魃と猛暑の影響で10年来最悪の水準に落込んだとし、収穫高417万トンに対して需要量は575.5万トンで158.5万トンが不足するが、輸入（20万トン）や援助（2.1万トン）によっても136.4万トンは確保できず、結果1,010万人が深刻な食糧不足に陥ると国際社会に警告を発した⁴⁴。だとすれば、19年の春には、18年秋収穫の穀物が払底して「春窮」に陥り、穀物価格が急騰していよう。ところが、コメやトウモロコシの価格は、17年や18年の収穫直後の価格と比べても逆に低下しているのである⁴⁵。

⁴⁰ 貿易統計（World Trade Atlas）によれば、朝鮮はプロピレン・オレフィン重合体（HS3902）をトーゴに2021年325 t、22年500 t、ペルーに21年22 t、ベトナムに23年616 t、それぞれ輸出している（「2023年の主要国／地域の対北朝鮮貿易動向」『東アジア経済情報』Vol. II No. 66、2024年4月）。

⁴¹ 『東アジア経済情報』Vol. II No. 8（2014年10月）及び『朝鮮新報』WEB版2017年12月13日。

⁴² [東アジア貿易研究会] 26頁。

⁴³ 詳しくは、[文浩一]を参照されたい。

⁴⁴ [FAO & WFP]を参照されたい。

付表4. 朝鮮の穀物生産 (FAO 推計値)

単位: 10,000t

| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 米(粳) | 290.1 | 262.6 | 194.6 | 253.6 | 238.3 | 208.8 | 280.4 | 211.3 | 210.0 | 206.1 |
| 精米換算 | 193.5 | 175.2 | 129.8 | 169.2 | 159.0 | 139.2 | 187.0 | 140.9 | 140.1 | 137.5 |
| 麦類 | 18.7 | 14.0 | 13.9 | 12.9 | 14.5 | 13.0 | 11.9 | 14.4 | 21.5 | 18.9 |
| 玉蜀黍 | 200.2 | 234.9 | 228.8 | 219.5 | 220.0 | 187.6 | 256.7 | 221.4 | 230.0 | 230.0 |
| 穀物小計 | 432.2 | 440.2 | 372.5 | 418.2 | 400.7 | 350.9 | 455.6 | 376.7 | 391.6 | 386.4 |
| いも類 | 225.5 | 196.9 | 210.4 | 127.2 | 86.8 | 119.6 | 125.7 | 121.8 | 120.8 | 110.2 |
| 穀物換算 | 56.4 | 49.2 | 52.6 | 31.8 | 21.7 | 29.9 | 31.4 | 30.4 | 30.3 | 27.6 |
| 其他共計 | 519.9 | 522.4 | 448.1 | 496.8 | 483.6 | 420.4 | 560.0 | 466.3 | 448.2 | 466.2 |
| 政府公表 | 569 | 565 | 514 | 589 | 545 | 495 | 665 | 552 | n.a. | n.a. |

注: 粳の精米換算率0.667、いも類0.25。政府公表値の米は粳計上で過大評価されている。

出所: FAO, STAT。朝鮮は農業省 (FAO Office in DPRK, Agricultural Production Situation in DPR Korea:2020, March 2021)、2019・20年は Government of the DPRK, “DPRK Voluntary Review on the Implementation of the 2030 Agenda for the Sustainable Development”, June 2021 (https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/282482021_VNR_Report_DPRK.pdf) による。

この矛盾を解く鍵は食生活の多様化である。先ず指摘されるのは、野菜・キノコの消費増大である。というのは、野菜・キノコのハウス栽培や温室水耕栽培が2015年段階で既に拡大・普及しているからである⁴⁶。最近も、19年12月に320棟の温室・養苗場を擁する仲坪野菜温室農場が咸鏡北道鏡城郡に建設、22年10月には、850棟の温室からなる、更に大規模な連浦温室農場が咸鏡南道咸州郡に建設されている⁴⁷。野菜だけではない。副食に蛋白源も摂取されるようになっており、家禽類に加えて、平壤の商店には比較的安価な冷凍魚介類も並ぶようになったという⁴⁸。小麦も増産され⁴⁹、主食の穀類依存も改善、多様化しているようである。

このように、野菜・キノコや家禽・魚介類等の副食の摂取や、主食にパン・麺類の消費が増えてきているとすれば、コメやトウモロコシに対する需要圧力は減じよう。家畜も、兎・山羊・牛といった草食動物であれば⁵⁰、飼料用穀物の消費は増えない。全人口が穀物だけで必要カロリーを摂取すると仮定すると、FAO/WFP が警告したように18年の穀物生産では大きく不足するが、食生活の多様化を前提とすれば、穀物不足はそれ程深刻ではなかったということになる。

⁴⁵ コメとトウモロコシ 1 kg の価格 (朝鮮ウォン) は、19年 4 月 9 日が4,267と1,750、22日が4,463と1,700であるに対し、17年10月25日は4,600と2,100、18年10月22日は4,758と2,000で、共に19年 4 月の方が安価である (アジアプレス・ネットワーク「〈北朝鮮〉市場最新物価情報」(https://www.asiapress.org/apn/north-korea_prices/))。

⁴⁶ 福田恵介「北朝鮮、農業強化で食糧増産に走る」『週刊東洋経済』2015年11月15日付電子版 (www.toyokeizai.net/articles/-/915757)。

⁴⁷ [金叵寛] 3 頁。

⁴⁸ [三村光弘] 33頁。

⁴⁹ 韓国農村振興庁の推計によれば、朝鮮の小麦生産は21年16万 t、22年18万 t、23年22万 t と、増大しているという ([金叵寛] 3 頁)。

⁵⁰ 朝鮮で豚が飼育されない事情を、中国東北地域の人々は、朝鮮には残飯もないので「豚を飼う馬鹿」という諺があると揶揄している。

以上に見たように、燃料・肥料や化学製品、鉄鋼、穀物等の輸入代替＝国産化が進展した。その結果として、朝鮮の輸入依存度（国内総生産に占める輸入の割合）は低下を示していなければならない。付表5は、朝鮮の公表値（ドル表示B）と韓国銀行推計値（韓国ウォン表示をドル表示に換算A）の、各々の国内総生産（GDP）に占める輸入の比率を算出し、それぞれの輸入依存度を示している。これによれば、何れの数値も、2016年までは緩やかな漸減傾向で推移している。すなわち、輸入が漸減しているにも関わらず経済は成長しているのである。輸入代替＝国産化が順調に進行しているといつてよい。

更に見ておけば、制裁の本格化した2018年の輸入依存度は、従前の13～14%から10%へと大きく低下している。19年のGDPは、韓銀推計値も朝鮮公表値も共に17年値を凌駕している。その意味するところは、経済制裁下で輸入を大きく減少させるという状況下であっても、相応の経済成長を実現させたということである。換言すれば、経済制裁を輸入代替＝国産化によって回避し得たと評価できよう。

20年からは20年2.3%、21年1.2%、22年3.6%と激減しているが、これはコロナ禍による国境閉鎖もあって、貿易取引自体が滞ったからである。いずれにせよ、朝鮮は事実上のアウタルキーであるから、効果の無い経済制裁で更なる孤立に追い遣るのではなく、逆に国際社会に受け容れてはどうであろう。近隣地域との越境地域経済協力を組み込み、その存立と安全を保障することで、地域の緊張緩和が、更に進んで朝鮮半島の非核化が実現されることになるのではなかろうか。次に、節を改めて、朝鮮を内に含む具体的な越境地域経済協力を提起し、検討を加えることにしよう。

付表5. 朝鮮の国内総生産と輸入依存度の推移

単位：億ウォン、100万ドル、%

| | 韓銀推計値 | ドル換算 (A) | 朝鮮公表値 (B) | 輸入額 | 輸入依存度 (%) |
|-------|---------|----------|-----------|-------|----------------|
| 2013年 | 308,302 | 26,707 | 24,998 | 4,649 | A:17.4 B:18.6 |
| 2014年 | 311,609 | 26,985 | 26,132 | 4,315 | A:16.0 B:16.5 |
| 2015年 | 308,049 | 26,677 | 27,412 | 3,723 | A:14.0 B:13.6 |
| 2016年 | 319,966 | 27,709 | 29,595 | 3,711 | A:13.4 B:12.5 |
| 2017年 | 308,823 | 26,744 | 30,704 | 3,808 | A:14.2 B:12.4 |
| 2018年 | 296,013 | 25,635 | n.a. | 2,778 | A:10.8 B: n.a. |
| 2019年 | 329,189 | 29,080 | 33,504 | 2,965 | A:10.2 B: 8.8 |
| 2020年 | 314,269 | 27,762 | n.a. | 628 | A: 2.3 B: n.a. |
| 2021年 | 314,095 | 27,747 | n.a. | 328 | A: 1.2 B: n.a. |
| 2022年 | 313,618 | 27,705 | n.a. | 1,005 | A: 3.6 B: n.a. |

注：韓銀推計値は実質GDP値（13～18年は2010年価格、19～22年は2015年価格によるウォン表示を2010年、2015年の各為替レートでドル換算）。輸入には南北交易も含む。

出所：韓銀推計値はBank of Korea Press Release (<https://www.bok.or.kr/eng/bbs/>)、朝鮮公表値は、2013・14年が（一社）東アジア貿易研究会『北朝鮮金正恩の経済改革』同会（2019年7月）、16・17年が共同通信の李基成教授インタビュー（『日本経済新聞』2018年10月12日）、15・19年は[Government of the DPRK]、輸入額はIMF, Direction of Trade Statistics及びMinistry of Unification, Korea, “White Paper on Korea Unification”。

4. 三つの越境地域経済協力

(1) 越境エネルギー協力

筆者が、現今の東北アジアの緊張緩和の方途と考える越境地域経済協力としては、具体的には以下の3つの協力が想定される。越境エネルギー協力、越境物流協力和越境観光協力である。

先ず、越境エネルギー協力とは、ロシアの極東地域に豊富に埋蔵される天然ガスを、パイプラインの敷設によって、中国・朝鮮・韓国・日本で共同利用するという構想である。この結果、パイプラインで繋がるロシア極東地域・中国東北地域・朝鮮半島・日本九州地域は、緊密な相互依存関係にある、いわばエネルギー協力体を形成することになる。実際、かつて韓国がパイプライン敷設によるロシア極東産天然ガスの単独購入を考えたこともあったが、ロシア側が朝鮮に働きかけて朝鮮領内のパイプライン敷設に同意を得たにも関わらず⁵¹、韓国側が朝鮮領内の敷設を厭がって海底敷設に拘ったために実現しなかった。中国も加えた共同購入であれば、事態は変わっていたかもしれない。

ところで、天然ガスは、短距離であればパイプライン輸送が有利であるが、長距離だと液化してLNG専用船で輸送した方が低コストだといわれる。しかし、LNG輸送では協力体は形成できない。そこで筆者の新たな構想は、天然ガスを燃料に高効率の複合型ガスタービン発電プラントを用いて極東地域で発電し、得られた電力を、送電ロスの発生を抑える超電導ケーブルを用いて、中国東北地域・朝鮮半島・日本九州地域に送電することである。相互依存関係の緊密な電力協力体が形成されることはいうまでもない。

長距離送電のための超電導ケーブルの開発も進んでおり、2021年12月には、1,000mの超電導ケーブルで3000Aの三相交流電流を1年間通電した実験の結果、従来のケーブル比で送電ロス95%の削減を達成、世界初だという⁵²。鉄道総合技術研究所も、低コストで効率よく送電線を冷却する技術を開発し、1.5kmの送電線で実証試験を開始⁵³、伊豆箱根鉄道の一部区間で実際に稼働させる。世界最初の営業路線への導入だという⁵⁴。超電導ケーブルによる長距離ロス無し送電の普及が俟たれる。

天然ガスはクリーンなエネルギーで、他の化石燃料に比べると二酸化炭素の排出量も少ないが、燃焼させても二酸化炭素が発生しない水素燃料の開発・普及までの「繋ぎ」でしかない。実際、水素の燃焼（酸化）により電力を得る燃料電池の開発と並行して、二酸化炭素を排出しない水素の生成にも、各国の企業が競って取り組んでいる。具体的には、再生可能エネルギーを利用した水の電気分解により生成される「グリーン水素」の生産コスト

⁵¹ 『日本経済新聞』2011年7月7日及び同8月25日。

⁵² 日本研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）HP（https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101496）による。

⁵³ 『日本経済新聞』2022年1月13日。

⁵⁴ 『日本経済新聞』2024年3月10日。同7月21日。

の削減や、輸送の利便性を考えたアンモニア（NH₃）からの大量の水素の生成がそれである⁵⁵。将来的には、再生可能エネルギーとともに水素エネルギー利用の本格化⁵⁶を俟って、朝鮮を内に含む新たな共同利用による協力関係を模索しなければならない。

（2）越境物流協力

次に、越境物流協力について見ておこう。これは、アジア－欧州間の物流を担うインフラ設備であるロシアのシベリア鉄道を、東北アジア各国が共同利用することで形成される協力関係を指す。すなわち、シベリア鉄道と繋がる露朝鉄道の羅津港を貨物の集散港に、あるいは南北朝鮮間の鉄道連結・開通を俟って釜山港を起点に、朝鮮半島内の鉄道とシベリア鉄道の共同利用による輸送協力関係の構築が、筆者の考える物流協力構想である。

全長9,000kmを超えるシベリア鉄道は、ウラジオストクからモスクワまで、ロシア極東地域と欧州を結んでいるので、欧亜大陸橋（ユーラシア・ランドブリッジ）とも称される世界最長の鉄道インフラ設備である。日ソ協力事業で貨物輸送の起点となるボストーチヌイ港が建設されてコンテナ埠頭が完工（1976年）、コンテナ専用のブロックトレインが港内に乗り入れ、日本や韓国発着貨物のヨーロッパ輸送を担ってきた。ロシア経済の復興の鍵をシベリア鉄道の活性化に求めたプーチン大統領がシベリア鉄道の整備に乗り出し、2002年末に全線電化、16年に全線複線化を完成させて輸送速度と輸送力を向上、併せて輸送貨物の管理体制を強化して鉄道の信頼性と競争力の確保に努めた結果、利用は増えてきた⁵⁷。

シベリア鉄道の活性化を急ぐロシアは、他方で、シベリア鉄道と直接繋がる朝鮮国境の不凍港・羅津港をボストーチヌイ港の代替補完港とする計画を推し進めた。ボストーチヌイ港で積換えられる欧州向け貨物の相当量を羅津港で受入れ、露朝鉄道に積換えてシベリア鉄道に繋ぐ計画である⁵⁸。そのために、ロシアは老朽化の進んだ露朝鉄道のロシア側国境ハサンと羅津港との区間54kmを11年10月に改修、14年7月には租借した羅津港第3埠頭の整備も終えてコンテナ貨物の取扱いも可能にした。しかし、差し当たりは、投資の回収も兼ねて、ロシア産の石炭の輸出ルートとして活用されることになった。

この露朝の協力を韓国が関心を示し、13年11月の韓露首脳会談の場で、韓国鉄道公社・浦項製鉄・現代商船が露朝合弁事業「羅先コントランス」のロシア側持ち分70%の49%を肩代りする形の参加でロシアと合意、ロシア極東産原料炭を露朝鉄道と羅津港経由で釜山港に輸送する実験も始め、将来のコンテナ貨物輸送を想定して露朝鉄道と羅津港を共同で利用する新たな計画は動き出した⁵⁹。しかし、16年3月、朝鮮の4回目の核実験とミサイ

⁵⁵ 『日本経済新聞』2024年2月2日。

⁵⁶ 水素燃料の業務用オープンが実用化、25年にも販売されるという（『日本経済新聞』2024年4月3日）。

⁵⁷ 東洋トランスは2019年6月から冷戦後初のシベリア鉄道によるモスクワ向け混載貨物輸送を開始するが、横浜港からモスクワまでの所要日数は最大で20日、海上輸送の3分の1だけという（『東洋トランスの新シベリア鉄道利用サービス』『荷主と輸送』No.535、2019年5月）。

⁵⁸ 露朝鉄道は、羅津・清津港の利用を望むロシアが1989年に国境のハサンから羅津を経て清津までの区間に広軌道を敷設済みで、同区間は朝鮮の標準軌道とロシアの広軌道が並走する混合線区間となっている。

ル打ち上げに反発した朴槿恵政権の独自制裁強化措置によって、この露・朝・韓の協力事業は中断を余儀なくされた⁶⁰。

行き場を失ったロシア産の原料炭は中国が輸入することになり、露・朝・中の協力事業に形を変えたが、投資の回収には年間500万トン規模の石炭輸送が必要とされるので⁶¹、韓国の石炭輸入が再開されなければ事業の存続はもちろん、当初の計画であるコンテナ貨物輸送の実現の見込みも立たない。この事業は朝鮮領内の露朝鉄道や羅津港を利用するので、ロシアの要請を受容れた国連安保理制裁委員会も制裁対象から外している。とはいえ、ロシア以外の国々には利用し難いと思われる。しかも、ロシアがウクライナ侵攻を非難されて国際社会から制裁を受け、シベリア鉄道そのものの利用も忌避されるに至り、羅津港や露朝鉄道の利用はいよいよ困難となっている。

将来、朝鮮半島の南北間の鉄道が開通・運行されることになれば、東北アジアのハブ港湾である釜山港が起点となり、東北アジア各国からの欧州向けコンテナ貨物が朝鮮半島の南北間鉄道を経てシベリア鉄道でヨーロッパ各地に輸送されることになろう。しかし、そのために解決されるべき課題は多く、相応の時間も必要である。

(3) 越境観光協力

3つ目の越境観光協力とは、中・露・朝の3国国境地域を舞台に繰り広げられている、中国人・ロシア人観光客による越境観光が作り出す相互協力である。観光客が国境を越えて頻繁に往来するのは、丹東と新義州との河川協力でも見られる国境の共同利用であり、相互の安全保障の確保を意味する。人々の越境往来は、国境地域の安全確保と国境を接する国々の関係が良好であることが大前提であるが、逆に、人々の頻繁な越境往来が国境地域の安全を一層強化し、国境を接する国々の良好な関係を維持・発展させることにもなるのである。

コロナ禍で越境観光は一時的に下火となったが、コロナ禍の終息に伴って越境観光も息を吹き返しつつある。とはいえ、中・露・朝の国境地域においては、中・露間の越境観光は元に戻りつつあるようだが、朝鮮の国境再開は未だ一部に留まっていて、中国人の本格的な越境観光は当分先になるようである。ここでは、専らコロナ禍前の断片的な統計資料に拠りながら、越境観光の実情を見ておくことにしよう。

まず、中国とロシアの間は相互に越境観光が盛んに行われているので、中・露間の越境観光の動向を見ておこう。2017年のロシア連邦統計局の統計によれば、ロシアに出掛けた中国人観光客は147.8万人であり、逆に、同年に中国に出掛けたロシア人観光客は200.3万人

⁵⁹ 「北朝鮮・羅津～ロシア・ハサン、鉄道事業に韓国参加」『東洋経済日報』2013年11月15日。

⁶⁰ コンテナ貨物取扱いまでの措置として極東産原料炭の羅津港経由釜山港輸送に従事していたが、朝鮮寄港船の180日間韓国内入港禁止措置により、運行停止となった（『日本経済新聞』2016年3月9日）。

⁶¹ 必要量500万tに対し、実際の輸送量は15年120万t、16年170万tに過ぎなかったという（（独法）石油天然ガス・金属鉱物資源機構の調査による（http://coal.jogmec.go.jp/info/docs/170713_41.html））。

を数えた⁶²。中国の統計では、同年のロシア人観光客は235.7万人と、200万人を大きく凌駕している⁶³。実際、ロシア側の統計でも、中国に出掛けたロシア人は翌18年241.4万人、19年272.3万人と200万人を超えて急増を示している⁶⁴。中・露間では、中国人観光客150万人とロシア人観光客250万人の計400万人が越境観光していた計算になる。

中国人観光客の朝鮮観光旅行も盛んに行われてきた。団体旅行が原則であるが、パスポートは不要で、一時的な海外渡航の際に発給される「旅行証」一つで手軽に渡航できるからである。前述（2.（3））したように、朝鮮と国境を接する中国最大の国境都市である遼寧省丹東市が最大の朝鮮観光旅行基地となっている。対岸の新義州への日帰り旅行を始め、首都平壤や古都開城、金剛山・妙香山等の風光明媚な観光地への2日～5日旅行等の旅行商品が販売されており、中国各地から多くの観光客が訪れて朝鮮観光を楽しんでいる。

国境を接する吉林省も、図們市や集安市は丹東市同様に朝鮮側と鉄道が通じる旅行基地であり、吉林省最大の琿春市圈河口岸（河川港）は道路橋梁で朝鮮の元汀と繋がっているが、同橋梁は2016年10月に中国が架け替え、元汀から羅先市を経て羅津港に至る道路も中国が借上げて管理しているので、中朝共同管理の「羅先経済貿易区⁶⁵」に観光で訪れる中国人は多い。海に面していない黒龍江省・吉林省の人々にとっては、手軽に海浜観光が出来る朝鮮の羅先地区は魅力である。実際、筆者も1998年8月に中国側国境の圈河から羅先地区に入ったことがあるが、人民元の流通を目の当たりにして、観光を通じた中国経済の浸透・席卷振りに瞠目させられた⁶⁶。

朝鮮観光の人数は詳らかではないが、『東洋経済』誌が、『北朝鮮と観光』の著者である礒崎敦仁氏へのインタビュー記事で報じている、最多の中国人観光客を含めて20万人という数字は過小評価に過ぎよう⁶⁷。実際、通関統計を基にした韓国統一研究院の調べでは、18年に朝鮮観光に出掛けた中国人観光客は前年比50%増の120万人に上ったという⁶⁸。

更には、朝鮮観光に出掛けるロシア人観光客も加えなければならないが、この点に関しては詳細不明である。ルートとしては露朝鉄道の利用や、露・朝両国と国境を接する吉林省琿春市を経由して朝鮮の羅先地区に向かうことが考えられる。18年に琿春に入ったロシア人観光客は40万人と報じられているので⁶⁹、その一部は羅先観光に向かったとも考えられるが、具体的な数値は不明で、割愛せざるを得ない。

以上のように、コロナ禍前には、中・露間では両国の観光客が相互に、中・朝間では中

⁶² 朝日新聞 GLOBE (<https://globe.asahi.com/article/12397573>)。

⁶³ 中国商務部『中国商務年鑑』2018。

⁶⁴ 日本政府観光局「市場別情報・統計データ」(<https://www.jnto.go.jp/statistics/market.into/russia>)。

⁶⁵ 羅津と先鋒は1991年に経済特区「羅先自由経済貿易地帯」となったが、2010年に政府直轄の羅先特別市となり、11年には中国の「共同開発共同管理」原則を受容れ、市内に470km²の「朝中共同開発・共同管理羅先経済貿易地帯」（「羅先経済貿易区」）が設置された（筆者の2012年9月の圈河での聞き取り調査）。

⁶⁶ [小川雄平1998]を参照されたい。

⁶⁷ 『東洋経済 ONLINE』2019年9月4日 (<https://toyokeizai.net/articles/-/298967>)。

⁶⁸ 『日本経済新聞』2019年6月13日。

⁶⁹ 朝鮮族ネット「朝鮮族ニュース」501号（原資料：『吉林新聞』2018年12月21日）。

国人観光客が越境観光を享受していたのである。前者が400万人で後者が120万人、併せると延べ500万人を超える。これら年間500万人を超える人々の存在が、国境を接する3国の関係の改善とその維持に貢献し、確かな安全保障の役割を果たしたのだといえよう。

おわりに

以上、何れも朝鮮をその内に含む3つの越境地域経済協力を構想し、その実現性を検討した。その結果、第一の越境エネルギー協力と第二の越境物流協力は、現時点では実現困難であることが判明した。とすれば、追求すべきは第三の越境観光協力となる。朝鮮に科せられている安保理の経済制裁も観光は対象外とされているので、朝鮮が対外開放の途を採り、東北アジア各地から更に多くの越境観光客を受容れるようになれば、これら観光客は確かな安全保障の役割を果たすと共に大きな観光収入を齎してくれることにもなるのである。

コロナ禍で越境観光が下火になっていた間にも、観光インフラの整備は着実に進められてきた。中国吉林省の国境圈河と朝鮮側の国境元汀を結ぶ道路橋の架け替えについては前述したが、中国側国境の圈河では2019年5月10日からセルフ出入国管理を実施し、審査時間を短縮して旅行者の便宜を図っている⁷⁰。また、吉林省の対朝鮮国境の集安市には、従来の鉄道インフラに加え、19年4月には、貨物50万トン・出入国人数20万人の処理能力を備えた新たな道路通商口が開通した結果、対岸の朝鮮側国境の満浦との往来が著しく便利になっている⁷¹。露・朝間でも、国境を遮る豆満江に、既存の鉄橋に並行して道路橋を架橋する計画が進んでいるようである⁷²。

中・露間においても、長年の両市民の悲願であった、黒龍江省黒河市とアムール州ブラゴベシチェンスク市を隔てる黒龍江（アムール河）に道路橋が架橋され、コロナ禍の終息を俟って2022年6月10日に開通した⁷³。結氷期以外は船で渡河しなければならなかったが、架橋により、何時でも車や徒歩で渡河可能となった意味は大きい。両市の市民交流は堰を切ったように活性化するのは必至で、交流そのものが日常化することになろう⁷⁴。

また、アムール州を含む極東連邦管区内においては、2017年8月から外国人観光客向けにインターネット経由の簡易ビザ（eビザ）が発給されるようになり、これを利用することで、個人旅行者も管区内は自由な移動が可能だという⁷⁵。中・露間の団体旅行については、2023年9月に、コロナ禍で中断していた相互ビザ免除が再開されることになった⁷⁶。コ

⁷⁰ 朝鮮族ネット「朝鮮族ニュース」515号（原資料：『吉林新聞』2019年5月13日）。

⁷¹ ERINA「北東アジアウォッチ」No.356（原資料：『吉林日報』2019年4月9日）。

⁷² ERINA「北東アジアウォッチ」No.356（原資料：『RIA通信』2019年3月6日）。

⁷³ 「中ロ初の道路橋が開通 アムール川に、関係強化誇示」『日本経済新聞』電子版2022年6月11日（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB112>）。

⁷⁴ 中国新華社は24年2月、その盛況振りを写真付きで報道している（<https://www.jp.xinhuanet.com/20240206>）。

⁷⁵ JETRO「ビジネス短信」（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/051c6735d8f5d434926.html>）。

⁷⁶ 注74に同じ。

コロナ禍の終息にインフラ整備も加わって、中・露間の観光は活況を取り戻しつつある。

23年9月に中朝友誼橋の列車による輸送を、11月にトラックによる輸送を再開するも、人の移動には国境を閉鎖してきた朝鮮も、2024年になって、閉じていた国境を再開した。すなわち、24年2月上旬にはウラジオストクからのロシア人の団体観光旅行を受容れたのである。これを皮切りに、ロシア人の朝鮮観光旅行が再開され、モスクワの朝鮮専門旅行社「プロジェクト平壤」がツアー客を募集しているが、「旧ソ連時代を髣髴とさせる、郷愁の朝鮮観光旅行」は人気だという⁷⁷。ロシア人観光客の朝鮮旅行は急増しているであろう。聯合ニュースによれば、6月6日、4年ぶりに露朝鉄道の旅客列車が41人のロシア人観光客を乗せて運行再開されたという⁷⁸。ロシア極東のウラジオストクから観光地の羅先まで直通列車の旅も可能となった。

これに対して、中・朝間の人々の動きの報道は伝わってこない。しかしながら、23年8月には朝鮮最高人民会議常任委員会で、国内観光の活性化と国際観光の拡大を規定した「観光法」が新たに採択されており⁷⁹、外国人観光客の受容れ準備は進められて、先ずはロシア人観光客の受容れが始まったということであろう。中国人観光客の朝鮮旅行も近々、大々的に復活するものと思われる。

朝鮮が更に大きく国境を開いて越境観光客を受容れるようになり、中国人・ロシア人観光客の中・露・朝越境観光に日本・韓国からも多くの観光客が加わるようになれば、相互に国境を越える越境観光の舞台は東北アジア全域に広がり、大規模な人々の越境交流が地域の安全保障をより一層確かなものにして緊張緩和を促進させるに違いない。

参考文献・資料

- 磯崎敦仁『北朝鮮と観光』毎日新聞出版、2019年7月。
- 井出敬二『＜中露国境＞交渉史—国境紛争はいかに決着したか？』作品社、2017年2月。
- 小川雄平「進展する中・韓の経済交流」『経済評論』日本評論社、1985年8月。
- 小川雄平「『環黄海・日本海経済圏』形成の可能性」『経済評論』日本評論社、1988年12月。
- 小川雄平「“人民元経済圏”に組み込まれた羅津・先鋒」環日本海総合研究機構『INAS Report』4号、1998年11月。
- 小川雄平編著『中国東北の経済発展—九州との交流促進をめざして—』九州大学出版会、2000年11月。
- 小川雄平『東アジア地中海経済圏』九州大学出版会、2006年9月。
- 小川雄平「グローバル化と東北アジアの地域経済協力」東アジア学会『東アジア研究』28号、第1分冊【経済】、2020年12月。
- 金旼寛「新型コロナウイルス感染症のパンデミック前後の北朝鮮経済の実情と国民生活経済政策の推移」東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol II No. 66、2024年4月。

⁷⁷ 「共同通信」2024年4月16日付配信（『熊本日日新聞』電子版2024年4月22日（<https://kumanichi.com/articles/1393353>）。

⁷⁸ [朴在勲2024] 12頁。なお、日本経済新聞は、インタファクス通信の報道を基に、旅客列車の再開は7月中だとしている（『日本経済新聞』2024年7月3日）。

⁷⁹ 注78に同じ。

- 高国清・徐至尧・汤仁国「黒河—布拉戈维申斯克 中俄边民互市贸易区构想」吉林大学东北亚研究院『东北亚论坛』1998年第2期。
- 斉藤隆「中国の原油開発—現状と展望」榊原達編『中国の石油産業』アジア経済研究所、1991年。
- 高橋和「EUにおける地域協力の制度化の進展と地域的空間の形成に関する一考察」『山形大学紀要（社会科学）』第36巻2号、2006年2月。
- 中山賢司「北東アジアの越境地域協力（CBC）にみる生態系越境ガバナンスの地平」北東アジア学会『北東アジア地域研究』第28号、2022年5月。
- 朴在勲「現地レポート 2018年秋、地方都市における経済状況について—咸興市と興南肥料連合企業所の現状—」『季刊 朝鮮経済資料』第6巻第4号、2018年12月。
- 朴在勲「[[動向レポート] アフターコロナ移行後のインバウンドの現況」『季刊朝鮮経済資料』第12巻2号、2024年6月。
- 東アジア貿易研究会『2017年度最近の北朝鮮経済に関する調査』日本貿易振興機構、2018年3月。
- 堀田幸裕「中国の対北朝鮮援助—中朝石油パイプラインを中心に」現代韓国朝鮮学会『現代韓国朝鮮研究』第13号、2013年11月。
- 三村光弘『現代朝鮮経済』日本評論社、2017年9月。
- 文浩一「生産部門の経営における変容—社会主義企業責任管理性と圃田担当責任制—」中川雅彦編『国際制裁と朝鮮社会主義経済』アジア経済研究所、2017年8月。
- FAO & WFP, “FAO/WFP Joint Rapid Food Security Assessment, DPR Korea”, Bangkok, May 2019.
- Government of the DPRK, “DPRK Voluntary Review on the Implementation of the 2030 Agenda for the Sustainable Development”, June 2021 (https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/282482021_VNR_Report_DPRK.pdf).
- Teresa Y. C. Wong, ‘The Role of Hong Kong in Sino-Taiwan and Sino-Korea Trade’ (Paper presented at the First Convention of the East Asian Economic Association, 1988).

台日青少年交流事業の現状と課題

The Current Status and Challenges of the Taiwan-Japan Youth Exchange Program

羅 濟 立
LUO JiLi

I 研究の背景と目的

台湾と日本の間には、長い歴史を通じて形成された深い絆が存在する。この両国の関係は、日本の統治時代から始まり、終戦後の政治的、経済的な変動を経て、今日に至るまで多様な発展を遂げてきた。特に、近年のグローバル化の進展に伴い、国際社会における相互理解と協力の重要性が高まっている。このような文脈の中で、台湾と日本の青少年交流事業は、両国間の友好関係を一層深め、将来の協力関係の基盤を築く上で非常に重要な役割を果たしている。

青少年期は人格形成の重要な段階であり、この時期に異文化との接触を経験することは、開放的で柔軟な思考を育むとともに、国際的な視野を拡大することに寄与する。台湾と日本の青少年交流は、言語学習、文化交流、教育プログラムなど多岐にわたる分野で実施されており、参加する青少年たちにとって貴重な学びの機会となっている。このような交流は、相互理解を深め、将来的に両国間の友好関係を継続的に発展させることが期待される。

しかしながら、台湾と日本の青少年交流事業には、さまざまな課題と問題点が存在している。言語の障壁、文化的差異、プログラムの質とアクセス性、持続可能性といった面での課題が挙げられる。これらの課題に対処し、交流事業の質を向上させることは、今後の両国関係にとって不可欠である。

本稿では、質的研究の手法を用いて、40年以上にわたり台湾と日本の青少年交流事業に携わってきた日本人事業担当者（Aさん）の経験を基に、現状の分析と課題の明確化を行う。Aさんの豊富な経験と知見を通じて、台日青少年交流事業の現状と直面している問題点を探求し、これらの課題に対する実践的な解決策を提案する。また、両国の青少年交流事業の将来の方向性に関する具体的な提言を行うことで、両国の友好関係をさらに強化し、相互理解と協力の架け橋となることを目指す。本稿は、教育者、政策立案者、そして関連するすべてのステークホルダーにとって有益な洞察を提供することを目的としている。

II 調査方法

調査対象者は、長期間にわたり青少年交流事業に従事している人物であり、プライバシーを保護するために「Aさん」という仮名を使用している。この調査は、2023年10月に Google フォームを使用したアンケート調査によって事前情報を収集した後、約40分間の非構造化インタビューを実施する形で行われた。アンケート調査とインタビューでは、以下の主要な質問項目に焦点を当てた。

- A. 日台青少年交流事業に関わるきっかけ
- B. 交流事業の目的やビジョン
- C. 主な活動内容
- D. これまでの事業の中で特に印象深かったエピソード
- E. 参加する青少年が得られる経験やスキル
- F. 新型コロナウイルスの影響とその対応策
- G. 日本と台湾の青少年が互いの文化を理解するための最適な方法
- H. 事業に参加した後の青少年たちの進路
- I. 今後の事業展開や青少年交流の推進に向けた具体的な計画
- J. この事業に興味を持つ青少年や大学側に対するメッセージ

この調査は青少年交流事業の効果や影響を深く理解するためのものであり、特に文化間の架け橋としての役割、参加青少年の個人的な成長、そして両国間の相互理解と友好関係の強化にどのように貢献しているかを探求する。また、新型コロナウイルスの影響により、従来の対面での交流が難しくなった中で、オンラインプラットフォームやバーチャル交流など、新しい形式の交流がどのように導入され、効果を発揮しているかにも焦点を当てる。さらに、参加青少年がこの経験を通じてどのように成長し、将来に向けてどのようなスキルや価値観を身につけたのか、その詳細な分析を行うことで、交流事業の持つ真の価値を明らかにすることを目指す。

インタビューは録音され、その後、文字に起こされたデータを分析の対象とした。分析には質的内容分析法を採用し、Mayring (2000)、乙幡 (2014) が提案する手法を参考に、テキストのコード化、サブカテゴリー化、カテゴリー化の順に進めた。この手法により、テキストから意味のある情報を抽出し、カテゴリー化することで、深い洞察を得ることが目指される。

III 調査結果

先に述べた通り、1名の日本人青少年事業担当者にインタビュー調査を行い、そこで得

られたデータを分析した。以下に、「1. 日台青少年交流事業の背景」「2. 過去の成果」「3. 現在の課題」「4. 国際情勢に対する感受性」という4つのカテゴリーに分けて報告する。

1. 日台青少年交流事業の背景

この事業は、1972年の日中国交正常化に端を発し、日本、中国、台湾といった国際情勢に関連して始まった。特殊な政治関係を背景として、日本と台湾は台日青少年による交流事業を通じて国際社会に貢献し、両国の関係を強化しようとしている。また、事業の目的は国際社会への貢献であり、台湾と日本の相互理解を促進することを主要な目標としている。ビジョンは、研修活動とイベントの実施、さまざまな団体との青少年交流行事への協力である。

2. 過去の成果

台湾と日本の大学生を対象とした相互訪問研修プログラムと言語スピーチコンテストが両国で毎年開催され、国際舞台での活躍が期待される青少年の育成を目指している。青少年が参加する事業で得られる経験やスキルには、言語交流を通じたスキル向上、短時間での意見整理やその発信技術の習得（日本語や中国語）、日常的な日本語（または中国語）を通じたネイティブの話し方の学習、国際交流や異文化交流の経験、東アジアの深い歴史的繋がりや変化する世界情勢の影響による考え方や理解の違いを知ることなどが挙げられる。この活動は、台日の青少年の相互理解を助けると信じられている。また、台湾・日本の大学生の相互訪問団で得られる経験やスキルは、日本と台湾の相互理解の促進、現地での交流が言語能力の向上につながり、現地での人脈形成の基盤を築くことである。さらに、中国語・日本語スピーチコンテストで得られる経験やスキルには、台湾関係者との直接的な接触の機会や、交流活動を通じた相互の接触と連絡のきっかけの提供、具体的な連絡方法の習得などがあり、また、言語交流を通じて参加国の文化、歴史、風俗、習慣を学ぶことができる。なお、過去の参加学生が卒業後、台湾、日本、または海外で活躍しているOB/OGは少なからず存在するが、その情報の追跡は難しい。

3. 現在の課題

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国際交流活動が一時的に中断された。この一連の状況はプログラムへの不確実性を増大させ、特にスピーチコンテストの勝者への台湾訪問の約束が果たされないため、参加学生たちに不安感を植え付けた。しかしながら、これらの交流活動を再開することを目指し、関係者とのコミュニケーションを積極的に維持し、オンラインでの言語交流会を積極的に行うなどの努力がなされている。

一方で、文化的理解を深めるには直接の人と人との交流が最も効果的であるとされているが、1週間という限られた時間の中で行われるため、文化への深い洞察を得るには時間が足りないという意見が存在する。台湾と日本の学生間での理解の差は明らかで、日本の

学生たちは台湾の高齢者が流暢に日本語を話すことに感銘を受ける一方で、その背景や歴史について深く探求することは少ないようである。さらに、台湾の空港に到着して、周囲が中国語を話していることに驚く日本の学生もいるが、彼らの中には台湾で話される言語を「台湾語」と誤解している場合がある。これらの事例は、台湾に対する日本学生の知識や理解が不足していることを示している。それに対して、台湾の学生は日本についてより詳細な知識を持っていると考えられる。中国語スピーチコンテストの一環として台北を訪れた経験を「中国を訪れた」と語る日本学生もあり、こうした誤解や知識の欠如は残念なことである。

また、スポンサー企業にとっては中国の立場を考慮する必要がある。とはいえ、中国は広大な市場を持っている。企業内部では、中国を支持する派閥と台湾を支持する派閥に意見が分かれている状況も見受けられる。中国語スピーチコンテストに参加する学生を指導する教員は、なぜ研修地が台北であるのか、中国ではないのかと疑問を持つこともある。このように、国際関係の複雑さが教育や文化交流の現場にも影響を与えているのである。

4. 国際情勢に対する感受性

現代の世界情勢は日々劇的に変化しており、国々が孤立して存続することは難しくなっている。様々な問題が絡み合う中で、平和な社会を築くために国際協力が一層求められている。異なる文化や言語を持つ国々が共存するには相互理解と尊重が不可欠である。特に、ロシアのウクライナ侵攻は、遠く離れた日本や台湾にも影響を及ぼし、国際情勢についての再認識を促す出来事となった。この背景には、アインシュタインとフロイトの「人はなぜ戦争をするのか」というテーマの討論が注目されている（アルバート アインシュタイン & ジグムント フロイト 2016）。戦争の根本的な理由を探り、文化の力が暴力を抑止する可能性について語っている。文化の発展が人々の暴力に対する嫌悪感を育て、平和へと導く力を持つとフロイトは提言した。台湾と日本の青少年が互いの文化を尊重し理解することを目的とした交流活動を通じて、平和で共存する世界を築くための基盤が醸成されることを願っている。

IV 考察

日台青少年交流事業は、政治的背景を持ちつつも、文化交流と相互理解の促進を主眼に置いている点で非常に興味深い。1972年の日中国交正常化は、東アジアの国際関係において大きな転換点であり、その後の日本と台湾、そして中国との関係に多大な影響を与えた。このような複雑な歴史的背景の中で、青少年交流事業が始まったというのは、過去の政治的な緊張を超えて、未来志向の友好関係を築こうとする試みとして意味が大きい。日本と台湾がこのような事業を通じて関係を強化しようとしているのは、両国間の文化的、社会的な絆を深める良い機会を提供していると言えよう。特に、青少年交流は、参加者が異文

化を理解し、国際的な視野を持つことを促すため、将来的にはより広範な国際協力の基盤となり得る。また、事業の目的が国際社会への貢献である点も注目に値する。異なる背景を持つ青少年が交流することで、国際理解が深まり、世界平和に対する意識が高まる可能性がある。研修活動やイベントの実施、さまざまな団体との協力による青少年交流行事は、このような国際理解の促進に大きく寄与するであろう。

台湾と日本の大学生間で行われているこの相互訪問研修プログラムと言語スピーチコンテストは、非常に価値のある取り組みであると思う。国際社会での活躍を目指す青少年にとって、異文化間のコミュニケーション能力は不可欠であり、こうした交流はその基礎を固める重要なステップになる。特に、言語能力は国際的な理解を深めるうえで中心的な役割を果たす。スピーチコンテストを通じて得られる、短時間での意見整理や発信技術の習得は、社会に出てからも大いに役立つであろう。また、ネイティブの話し方を学ぶことは、言語をただ話せるだけではなく、その言語の背景にある文化や習慣も理解するために重要である。国際交流や異文化交流の経験は、世界をより広い視野で見るときの貴重な機会を提供する。東アジアの歴史的結びつきや世界情勢の変化への理解を深めることで、より柔軟で包括的な思考を身に付けることができるであろう。交流活動を通じて得られる人脈は、将来的なキャリアパスに大きな影響を与えることが予想される。参加した学生が卒業後に台湾、日本、あるいは海外で活躍している事例は、このプログラムが持つ長期的な価値を物語っている。ただ、参加学生のキャリア追跡が難しいという点については、今後改善の余地があると考えられる。アルムナイのネットワークを構築し、継続的なサポートを提供することで、プログラムの効果をさらに高め、将来的にプログラムに参加する学生たちへの動機付けにもつながるはずである。

新型コロナウイルスの感染拡大による国際交流活動の中断は、多くのプログラムや参加者に大きな影響を与えたことがわかる。特にスピーチコンテストの勝者が約束された台湾訪問を果たせなかったことは、学生たちにとって失望であり、プログラムに対する信頼を損ねるものだったことであろう。それでも、関係者がコミュニケーションを継続し、オンラインで言語交流会を開催するなど、状況に適応する努力をしていることは前向きな姿勢と捉えられる。交流の効果については、直接的な人との接触による文化的理解が重要であり、限られた期間では深い洞察を得るのが難しいという指摘も理解できる。短期間のプログラムでは、表面的な理解にとどまることが多いが、それでも国際的な視野を広げる一歩となるのは間違いない。日本の学生が台湾の高齢者が日本語を話すことに感銘を受ける一方で、その背景にある歴史を深く理解していない様子や、台湾についての基本的な誤解があることは、教育の面での改善が必要だと示唆している。また、スポンサー企業が抱える中国と台湾の立場を考慮する必要性は、政治的な複雑さが文化交流にも波及していることを示している。学生や教員が交流の地として台北が選ばれる理由に疑問を抱くのは、国際政治が教育プログラムに及ぼす影響の一例である。国際関係の複雑さが教育や文化交流の現場に影響を与えるのは避けられないものの、これを機にさまざまな視点から国際関係や

文化的背景について学び、より深い理解を目指すことが重要である。教育プログラムがこれらの課題にどのように対応していくかは、今後の大きな課題と言えるであろう。

Aさんの国際情勢に対する感受性は、現在の国際環境の複雑さと、国家間の協力の重要性について深い洞察を提供している。確かに、国々が一層繋がりが合うこの時代において、孤立はますます困難になっている。国際協力は、多くのグローバルな問題を解決する鍵となる。文化的な相互理解と尊重は共存に不可欠であり、異なる文化や言語を持つ国々が互いを理解する努力が平和への道を開くであろう。ロシアのウクライナ侵攻は、地政学的な出来事がいかに世界的な影響を持つかを示し、遠く離れた国々にもその影響が及ぶことを明らかにした。こうした事態は、国際情勢についての深い再考を促すとともに、アインシュタインとフロイトの古典的な議論—人間の戦争への傾向について—を現代の文脈で再評価するきっかけを提供している。フロイトが提唱するように、文化の発展が暴力への嫌悪感を育み、平和を促進する力を持つという考えは非常に示唆に富んでいる。この理論は、台湾と日本の青少年間の文化交流を通じて具体化され、彼らが互いの文化を理解し尊重することが、平和的共存のための基盤を築く上で極めて重要である。

V おわりに

以上に、Aさんは日台青少年交流事業の意義や背景、取り組み内容、及びその重要性について詳細に語っている。日中関係の正常化後の政治的背景を踏まえ、日台の青少年が互いの文化や価値観を深く理解するための交流の重要性が強調されている。特に、現代の国際的な緊張や誤解を軽減するためには、青少年期からの相互理解が重要であるという点が印象的であった。一方で、新型コロナウイルスの影響により交流が中断されたことは残念だが、オンラインでの取り組みを試みるなど、事業を継続する努力が行われていることは評価に値する。最後に、アインシュタインとフロイトの議論を引き合いに出すことで、文化の力が戦争や紛争を防ぐ可能性について考察されており、その深さが感じられる。全体として、この交流事業が今後も継続され、日台間の友好関係や相互理解がさらに深まることを期待している。しかし、新型コロナウイルスの影響、文化的理解の表面的な側面、教育およびスポンサーシップに関する政治的複雑性など、多くの課題も明らかになった。今後、オンラインとオフラインのバランスの取れた交流、教育内容の充実とアクセスの向上、アルムナイネットワークの構築、政治的中立性の保持などが進められるかどうか、重要な課題として探求されるべきだと思う。

参考文献

- Philipp Mayring (2000). Qualitative Content Analysis. Forum Qualitative Sozialforschung 1 (2), LicenseCC BY 4.0, Alpen-Adria-Universität Klagenfurt.
- アルバート アインシュタイン & ジグムント フロイト (2016) 『ひとはなぜ戦争をするのか』 浅見昇吾翻

訳、講談社学術文庫

乙幡美佐江 (2014) 「ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用」『社会福祉学評論』13、pp. 1-16

多文化共生社会を生きるための中国語教育

—オンライン教材開発を端緒として—

Chinese Education for Living in a Multicultural Society:
Thinking with the Development of Online Teaching Materials

荒 木 雪 葉

ARAKI Yukiha

はじめに

急速に変化を遂げつつある現代、語学教育はいかにあるべきか。筆者は福岡大学において、2016年度から2023年度までの8年間、第二外国語としての中国語教育に携わってきた。この期間において中国語教育の手段を大きく変化させざるを得なかったのは、2020年度と2021年度である。コロナ禍によって2020年度は完全にオンライン授業を行うことが求められた。また2021年度は当初こそ対面授業が試みられたものの、新型コロナウイルスによる感染症の蔓延状況によって、5月の大型連休明けからオンライン授業が実施された。筆者はパソコン作業に比較的親しんでおり、また2015年度にも他大学での中国語クラスでオンライン授業を部分的に行ったことがあったため、授業をオンラインで行うことへの抵抗感は少なかった。しかし対面授業との教材の用い方の違い、学生と顔を合わせることがない授業の方法、オンライン授業のためのツールの活用には、やはり新しい努力や工夫が必要であった。

2023年度時点で、すでに福岡大学では対面授業が行われ、教室の風景は2019年度までの状況に戻ったかに見える。しかしコロナ禍を経て修得したオンライン授業のスキルを全く捨ててしまうのは早計であろう。Zoom や Microsoft Teams、Webex といったビデオ会議システムを用いた学会参加や会議の開催、授業実施はもはや珍しいことではない。筆者も対面授業が可能となった2022年度と2023年度に非常勤講師先で1科目のオンライン授業を受け持っていたし、複数の学会や研究会にオンラインで参加した。オンライン授業の実施自体に関する課題は多々あるものの、現在地と開催地との距離を問わない授業実施、クラウドに保存された資料の共有など、オンラインのメリットは引き続き活かすべきだと感じた。何より、学生は既に Moodle 等のオンライン学習システムに親しんでおり、大学にパソコンやタブレット端末を持参して資料を閲覧したりノートテイクを行ったりすることも一般的になりつつある。そこで、語学担当教員という立場からコロナ禍を経て習得したオンライン教育のスキルを活かし、今後の中国語教育のための教材や授業の在り方を考察

する必要があると思に至った。

また中国語教育の内容そのものの再考も必要である。新型コロナウイルスが世界中に蔓延したのはグローバル化が進んでいるからであろうし、コロナ禍においてオンライン教育に切り替えることができたのはインターネットが普及していたからである。いずれも、情報伝達の範囲が広がり、速度が増していることを意味する。すなわち、様々な価値観が行き交う範囲や速度が増しているということである。そしてグローバル化の加速に伴い様々な文化的背景を持つ人々が当たり前前に社会に混在するようになった。しかし、このような状況下で我々は多様性、異文化理解、多文化共生という語は知っていても、それを実際に理解し実行することができているだろうか。異なる価値観の人々が単にそこに存在しているだけでは、多文化共生とは言えない。コミュニケーションをとり、社会として調和してこそ共生がかなうのである。コミュニケーションをとるためには言語による発話が必要である。言語教育は異文化を理解する第一歩であり、言語によって意思疎通をはかってこそ、真の多文化共生がかなうのである。また異文化は単に外国の文化のみを指すわけではない。以前の「常識」とは異なる「新しい考え方」もまた異文化である。教科書を振り返ってみると、かつてであれば疑問視されなかったが現代では疑問視される表現も見られる。筆者が改訂に携わったある教科書には、「父は日曜日にちょっと車を洗う」¹「母の作る食事は美味しい」²といったような表現がある。これらはいわゆる「伝統的価値観」による性差のステレオタイプ化に基づく表現であるとも見なされる可能性がある。同教科書にはかつて「父は公務員、母は専業主婦」という表現も存在したが、さすがに2019年度版に向けての改訂で「父は公務員、母は医者」と改められた³。これら性差のステレオタイプ化による表現以外にも、同教科書には個人の外見に対する言及が掲載されている箇所もある⁴。身体的特徴を論うことが失礼にあたるという点が考慮されていない表現である。これらのような多文化共生時代における「常識」の変化を踏まえ、教科書の内容も丁寧に検討し、現在や未来の大学教育のためにはどのような内容の教育が必要とされているのかを考えて、改善すべきところは改善していかなければならない。

そこで本稿では、以下の2点に関して考察を行う。

①コロナ禍を経て身につけたオンライン教育、デジタル教材に関して：コロナ禍により、

¹ 原文は「爸爸星期天在家洗汽车，看看电视。」福岡大学中国語教科書研究チーム（2023）『漢語課本2023』金星堂、p. 73。

² 原文は「我妈妈做的菜很好吃。」同前、p. 54。

³ 原文は「田中的爸爸是公务员。她妈妈是家庭主妇。」福岡大学中国語教科書研究チーム（2018）『漢語課本2018』金星堂、p. 42。2019年度版以降は「田中的爸爸是公务员。她妈妈是医生。」と改められた。（福岡大学中国語教科書研究チーム（2019）『漢語課本2019』金星堂、p. 42）

⁴ 『漢語課本2023』には、前置詞「比」の例文で「他比我高。（彼は私より背が高い）」「他没有我高。（彼は私ほど背が高くない）」というものを掲載（福岡大学中国語教科書研究チーム（2023）、p. 41）、練習問題で「老师没有我高。（先生は私ほど背が高くない）」「她比我高十公分。（彼女は私より10センチメートル背が高い）」と解答させる問題を掲載（同前、p. 42）。また選択疑問文の練習問題では「田中比我高，还是矮？（田中さんは私より背が高いですか、それとも背が低いですか）」と解答させる問題を掲載している（同前、p. 64）。

2020年度、2021年度には、オンライン授業は「例外」ではなくなった。この間に身につけたオンライン授業や教材作成の技術は今後に生かすべきであろう。ただし、がむしゃらにデジタル化、オンライン化を推進すればよいというわけではない。教室での対面授業、紙の教科書やノート、教員と学生との面と向かってのやりとりというアナログな手法の利点は保ちつつ、デジタルの教科書や記録媒体、オンラインでのやりとりの利点をも取り入れていくのが、対面授業が可能な時期に行う教育であろう。オンライン教育を再検討し、今後の方向性について考察したい。

②教科書や教育内容といった、中国語教育の内容そのものに関して：グローバル化が進む現代における言語教育の立ち位置について考え直し、学習目標を設定し、その目標に合致する教材開発が望まれる。そのために今後の大学教育とはどのようなものであるべきか、その中で中国語教育はいかにあるべきかについて考察する。

以上をふまえ、日本における中国語教育のこれからについて、2020年度に経験したオンライン教材開発を端緒として考察する。

先行研究

1. コロナ禍におけるオンライン授業の試みを通して見えてきた課題に関して

大前提として考えておかなければならないのは、現在デジタルデバイスを用いた学習を行っている児童生徒が、まもなく大学に入学するということである。文部科学省が推進するGIGAスクール構想によれば、「令和の学びの『スタンダード』」として「1人1台端末」が掲げられている⁵。また「義務教育段階における1人1台端末の整備状況（令和4年度末時点）」⁶によれば、全自治体等のうち99.9%において、2022（令和4）年度内に全ての児童生徒が学習者用端末を活用できる環境の整備が完了したとのことである。1人1台のデジタルデバイスを手にして学んできた児童生徒が大学に入学する時期は、早ければ2025年には到来すると考えられる。そして1人1台端末の環境下で学んできた学生が、大学入学後に旧態依然とした黒板・紙の教科書・アナログ筆記具によるノートテイクを強いられる、すなわち義務教育段階から慣れ親しんできた学習方法を、デジタルデバイスが普及する以前に教育を受けた人々の学習方法へと改めざるを得なくなると想像する力が、大学教員には必要ではないだろうか。大学においても学生が1人1台端末という環境を活用した学習を続けられるよう、大学側のハード面、ソフト面での環境整備が急務である。

さて、2017年（コロナ禍前）のICT導入に対する意見としては次が挙げられる。アンティエ、エマニュエル（2017）⁷では〈教育に応用された情報通信技術〉（TICE）について

⁵ 参照：文部科学省「GIGAスクール構想について」内「（リーフレット）GIGAスクール構想の実現へ（PDFファイル）」https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf（2024年1月9日アクセス）

⁶ 文部科学省中等教育局修学支援・教材課「義務教育段階における1人1台端末の整備状況（令和4年度末時点）」https://www.mext.go.jp/content/20230711-mxt_shuukyoo01-000009827_01.pdf（2024年1月9日アクセス）

「TICE についての研究は、言語教育において使用可能な道具や手法の選択の幅を広げることその目標とすることになるはずだ。最新のものであるがゆえに必然的によりよいものであるとみなされた新たな慣行を教師たちに押し付けることを目標とするのではなしに」⁸と述べている。このアンティエ氏の論は、2017年時点における教育でのデジタル機器利用研究に対する意見であるが、コロナ禍を経て状況が変わっていることに留意しつつも、デジタル機器使用やオンライン教育、遠隔教育が普及した現代においても考えさせられる提言であり、教員や事務職員も含めた大学全体、ひいては政策として考えていかなければならない問題である。

コロナ禍を経た教育実態に関しては、荒木 (2020)⁹、米井 (2022)¹⁰、清原 (2022)¹¹、荒見 (2022)¹²などの先行研究がある。このうち米井 (2022) において記録されている、オンライン教材作成に関して出版元に使用申請を行ったという点¹³は、教員として注意しなければならない事項である。授業教材には著作権が存在するため、オンライン教材作成時に安易に教科書のコピーをそのまま配布できるようにしてはいけないことは、失念する教員もいるのではないだろうか。また米井 (2022) はオンデマンド型の授業における学生の受講態度に関して「オンデマンド型はより自己管理が求められるため、学習習慣があまり身につけていない学生にはハードルが高くなってしまった」¹⁴と指摘する。授業に対する意欲維持は、対面授業においても難しい問題であるが、教員が学生の学習の様子を確認することが難しいオンデマンド授業においてはなおさらである。

次に清原 (2022) における注目すべき点は、「2022年度前期は原則として対面授業を実施するという大学の方針が出された。[中略] 但し、新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者になったりして欠席せざるを得ない学生のために Moodle に2020年度の非同期型授業の学習コンテンツを掲載し、オンライン小テストを毎回実施している」¹⁵とあるように、対面授業においてもオンライン学習コンテンツを準備したということである。そして今後は

⁷ アンティエ, エマニュエル (2017) 「TICE に関する研究についての異見」(Emmanuel ANTIER 《Penser autrement la recherche sur les TICE》 翻訳: 辻部大輔) (アンティエ, エマニュエル, 甲斐勝二, 間ふさ子, 趙葵欣, 荒木雪葉, 宮下尚子, 董玉婷, 永田萬享, 小柳康子「教科教育法における情報機器活用指導の課題と見通し—各教科からの提案を通して—」『福岡大学 教職課程教育センター紀要 第2号』福岡大学), pp. 210-219

⁸ アンティエ, エマニュエル (2017), p. 219.

⁹ 荒木雪葉 (2020) 「令和2年度前期 中国語科目の遠隔授業に関して」『福岡大学研究部論集 A: 人文科学編 Vol. 20 No. 1』福岡大学研究推進部, pp. 1-11.

¹⁰ 米井由美 (2022) 「オンラインによる中国語授業の実践と課題 —通常授業からオンライン試験まで—」『文化学園大学短期大学部紀要53』文化学園大学, pp. 50-56.

¹¹ 清原文代 (2022) 「初級中国語のオンデマンド授業 —学生が一人で学び続けるための教材と学習サポート—」『コンピュータ&エデュケーション 53巻』, コンピュータ利用教育学会, pp. 24-30.

¹² 荒見泰史 (2022) 「大学初修中国語におけるオンライン教育の試み —covid-19下の2020年度広島大学インテンシブ中国語連動クラスを中心に—」『広島大学森戸国際高等教育学院紀要 4号』, 広島大学森戸国際高等教育学院, pp. 1-21.

¹³ 米井 (2022), p. 51.

¹⁴ 米井 (2022), p. 53.

¹⁵ 清原 (2022), p. 29.

「時と場所を共有する対面授業ならでは学習活動と、自分のペースで知識の習得ができる教材の提供や、知識の習得状況の確認ができるオンラインテストなどの非同期型オンライン授業のコンテンツをブレンドしながら授業を続けていこう」¹⁶と述べ、対面授業とオンライン授業や教材提供を同時に行っていくという展望を示している。

さらに荒見（2022）では、「コンテンツ作成、授業担当に関しては、担当教員の作業時間、労働時間も考慮しなければならなかった。担当授業時間内での作業ではないことなど、雇用条件にもかかわることだけに注意しなければならないが、この時点ではどこまで通常に近い教育できるか全くわからない状態で、関係事務とも確認を取り合ったうえでそのように決定された」¹⁷と教員の仕事内容や作業時間も配慮してオンライン授業に取り組んだことに言及している。大学教員はボランティアではなく、仕事内容と報酬とが見合っている必要があることを指摘する重要な意見である。そして2020年度の中国語教育への取り組みに関して「今日は、中国文献学的観点から言えば、口頭伝承、木簡、巻軸写本、印刷と、1000年程度に一回起こる『情報メディア革命』のさなかにある。教育方法の変化も近年ではしばしば意識されてきたことだが、確かにここ数年を振り返れば、その歩みは決して早いとは言えなかった。それが、ここ一年は、コロナ・ウイルス蔓延が契機となり一挙に推し進められることになったのである」¹⁸と、コロナ禍によって情報技術の革新が進んだことに言及し、「今後、この新しいメディア、ツールを利用した、如何なる教育方法が開発され、教育がどの方向に進んでいくのか、語学教育担当者も含めて極めて重要な時期に入ると確信する。その状況を蚊帳の外から見のではなく、皆が当事者としてさらなる研鑽を積んでいきたい、と強く考える次第である」¹⁹と、教員は情報技術革新に関して傍観者であってはいけないということを提言する。

そこで、本稿のIでは、以上のオンライン教育の実体験やそれに基づく考察を踏まえて、現時点で考え得るICTを活用した授業や教材開発について考察する。

2. 中国語教育そのものの課題に関して

中国語教育そのものについては、現代に即した教育内容のアップデートが必要であると思われる。

興水（2023）²⁰では、日本独自の教材開発の提言²¹、ネイティブも含めた教員が文法体系を身につけている必要性²²、初級段階では作文演習に特化を、中級以上では読解演習を行って中国語を身につけていくという教授法の提言²³等を行う。確かに、日本の大学教育にお

¹⁶ 同前、p. 29。

¹⁷ 荒見（2022）、p. 7。

¹⁸ 同前、p. 21。

¹⁹ 同前、p. 21。

²⁰ 興水優（2023）「中国語教育の「これまで」と「これから」」『中国語教育 第21号』、中国語教育学会、pp. 1-16。

²¹ 同前、p. 15。

²² 同前、p. 15。

ける多くの中国語履修者が日本語を母語とし日本文化の中で育った学生であることを考えれば、日本独自の教材開発の必要性は高い。ただし、今後は日本で中国語を履修する学生にも様々な背景があることが想定される。既に中国文化に親しんでいる学生、日本文化に親しみが無い学生など、それぞれに応じた教材開発は難しくなるだろう。

また中国語の教科書の内容そのものにも問題はあつる。言語が文化を背負っているからには、言語の教科書の内容は文化の変遷に合わせて変化すべきだ。さらに、言語教育とは、異文化を理解し、多文化共生社会を生きるための意思疎通の手段を学ぶものである。この2点をふまえた教育づくりを進めていく必要がある。

I ICT を活用した授業・教材開発に関する諸問題

1. 大学、教員側の取り組み

(1) オンライン授業システムを複数準備すること

大学によって使用するツールが様々であり、複数の大学で授業を担当する場合は2020年度初頭にそれぞれのシステムの使い方を短期間で覚える必要があつて戸惑った教員も多かったと推測される。ただし2023年現在はオンラインツールを扱い始めて既に3年以上経過しており、この点は乗り越えることができているだろう。これも踏まえて、授業システムについては大学ごとに複数が準備されていることが望ましい。Microsoft Teams の世界規模の不具合のように1つのシステムが使えなくなった際にも授業が開講できるように、サブシステムの準備が求められる。

(2) オンライン授業のための大学側の設備

通常授業をオンライン会議システムで行うことはライブ感があつて良いが、福岡大学の場合は2021年度には大学構内をオンライン受講のために開放していたこともあり、声が出せない状況での受講も考えられた。これについてはIVに触れるように、大学のハード面での改善が必要となる。

(3) 学生の自己管理に関して

筆者は荒木(2020)に述べたように工夫を行つてはきたが、学生の学習意欲の維持に対して教員ができることは何か、オンデマンド授業の形態を想定する場合は特に考えていく必要がある。

また新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症による欠席だけでなく、今後は様々な理由でオンライン受講を希望する、もしくは必要とする学生が出てくると思われる。例えば留学、公欠扱いとなる欠席事由、心身の不調によって大学に来ることができないなどによる欠席へのフォローのために、オンライン教材の設置は時代的にも必須である。小テストや定期試験の実施方法も、対面授業との有利不利の差が出ないように、またカンニ

²³ 同前、p. 16。

ングが行われないように検討していく必要がある。

(4) 教員の雇用条件や労働時間の問題

作業時間や労働時間に関しては、多くの非常勤講師の先生方に授業担当をお願いしている福岡大学ではなおさら考慮すべき問題であった。今後に向けてオンラインコンテンツや試験問題などを作成するにあたっては、教員が研究の一環として教材開発などを行い、成果物として教材を作成したうえでそれを公開したり授業で使用したりするのが良いのではないだろうか。なお専任教員であれ非常勤講師であれ、その教員の研究テーマに関連がなく、かつ雇用条件に含まれる業務以外の、または雇用契約を結んだ時点で想定されていなかった労働が発生する場合は、報酬面でもフォローされることが求められる。

2. 学生の意識調査

荒木（2020）にて紹介した学生の意識調査²⁴によると、2020年度前期を通して行った完全オンライン授業について学生から以下のような感想が寄せられた。

利点：

オンデマンド動画配信形式だったので自分のペースで受講できた

Moodle「課題」機能での発音チェックは、他の学生に自分の発音を聞かれたくなかったため良かった

Moodle「小テスト」機能による小テストは取り組みやすかった

欠点：

教員との直接のやり取りが無かったので不安だった

通信環境に問題があり動画ダウンロードの時間がかかった

以上の感想から、次の2点を考慮すべきである。

(1) 学生と教員との関わりの場の意識的な提供

欠点として学生から挙げた教員との直接のやり取りが無かったという声に対しては、筆者は実際には授業時間にWebexクラスを開催して対応していた。ただし教室での対面授業であれば、教員と学生は教室内で自然とやり取りすることができる。オンラインでは学生が意識してアクセスしなければやり取りが発生しない。意識的な学生と教員とのかわりの場の提供は、もし今後再び完全オンライン授業が実施されるときが来た場合に備えて考えておかなければならない課題である。

(2) 通信環境の整備

通信環境に問題があり、オンデマンド講義用動画のダウンロードに時間がかかったという意見には、教員個人のレベルで対処するのは難しい。通信環境は家庭によって様々で、それによって学習に不平等が生じてしまう。大学や自治体、国レベルでの通信環境整備も求められる。

²⁴ 荒木（2020）、pp. 10-11。

II 言語教育の内容に関する再検討

今後の教育を考える上では、これまでに述べてきたオンライン教育の可能性や課題以外にも、教材や教育内容自体の変革も必要である。

1. 語学学習の目的

筆者は荒木 (2018)²⁵で、福岡大学における中国語学習者の履修動機について調査を行った結果から、初学者は中国理解・自己表現を身につけることを求めており、中級中国語学習者はこれに加えて学んだ知識の実践や資格取得など、より実用的であることが求められているという結論を得た²⁶。総じて語学学習を行う目的は、相互理解、コミュニケーションのためであることは当然のことであるが、加えて就職活動に有利になるという面もあると言える。学生のニーズに応じた教材内容にすることは、学生の学習意欲を保つという面においても必要であろう。ただし、単純に楽しいだけ、資格試験を突破できる技術を身につけるだけの教材ではなく、理念をもって教材を作成することは必要である。以下、教材開発を行うにあたっての理念について論じる。

語学は文化の表現の手段であるため、語学学習は語学の技術を身につけるのみでは不足である。言語と文化に関する先行研究は池田・Kramer (2000)²⁷、金・松井・胡屋 (2023)²⁸が挙げられる。自分が学んでいる言語を用いる人々の文化に興味を持ち、理解することは、言語学習の重要な目標である。すなわち、大前提として、語学は文化の一部であり、文化を反映しているということは意識する必要がある。言語学習は決して機械的な翻訳技術に限られてはならず、語学教育は文化教育の一環として考えるべきなのである。

さらに教員は言語学習を通じて現代そして未来を生き抜く人材を育てることを意識すべきである。そのためには教材や教育内容への文化事項の導入が必要となる。もちろんこれまでの教科書にも、学習対象言語を用いる人々の社会状況を反映した本文やコラムが取り入れられてきた。しかしグローバル化が進む現代には、否応なく異文化との接触が絶え間なく起こり、多様性の認識や多文化共生が求められる。このような時代に生きる学生への教育は、自分の知っている地域社会を理解し、あるいは学習対象言語の地域社会を理解するのみでは不足だろう。

教材や教育内容の改革に関しては、そもそも現代や未来の大学教育とはどのようなものであるべきかを踏まえる必要がある。

²⁵ 荒木雪葉 (2018) 「中国語ⅡB用教科書『漢語課本ⅡB』の作成に関して」『福岡大学研究部論集 A: 人文科学編 Vol. 18 No. 2』福岡大学研究推進部、pp. 7-12。

²⁶ 同前、p. 9。

²⁷ 池田理知子、Eric M. Kramer (2000) 『異文化コミュニケーション・入門』有斐閣。

²⁸ 金智賢、松井真之介、胡屋武志 (2023) 「21世紀の第二外国語教育再考—宮崎大学の事例とともに—」『中国語教育 第21号』中国語教育学会、pp. 45-64。

2. グローバル化、多様性、多文化共生時代における教育

中国語教育を日本の大学教育として行う以上、その目的は、日本の教育全体の問題を反映させる必要もある。そもそも現代の、また未来に向けての大学教育にはどのような問題があり、何が求められているのだろうか。

まず、池田（2001）²⁹では「カルチャー・ショック」の再考察が行われており、その中で「移住者は『居候』、『厄介者』どころか、移住先に多大な利益をもたらす場合が少なくない」³⁰として華僑や大リーグで活躍する日本人選手などの存在を挙げ、「彼らもたらす文化・社会的影響は小さくない」³¹と指摘する。またこの指摘のように、移住者を受け入れた移住先への影響について述べられている「新たな文化環境にはいっていくということは、移住者のみならず受け入れ側の文化環境も少なからず影響を受けることを意味する。〔中略〕移住者は移住先での新たな一石となりうる。そしてその一石は波紋が広がるように、移住先の文化環境に波及効果を及ぼす。つまり、移住者はその文化環境の一翼を担うのである」³²という指摘を踏まえれば、次のように考えられる。すなわち、日本社会が多文化化するのを拒否したり、移住者のみに対して変化して日本社会に適応することを強いたりするのではなく、日本社会自体も柔軟に変化して、協働して前進していくことが求められているのである。

ところで恒吉（2021）³³では日本にも主に労働力として多くの外国人が受け入れられ、その子どもたちが就学しているという、既に様々な文化的背景を持つ人々が日本に存在しているという状況を踏まえた上で、「ある社会の中にさまざまな文化的背景を持つ人々が存在しているということと、それを社会の一人ひとりが意識しているか、関心があるのかは別問題である〔中略〕社会の多様性が活かされるには、多様性の統合、つまり『多文化化』教育改革が必要であり、それは自然に起こるものではないのである」³⁴と指摘する。すなわち、日本社会の中にいくら様々な文化を背景を持つ人々が存在していたとしても、互いに意識の眼差しを向けなければ、互いの中で存在しない、あるいは存在を認識しなくてもよい相手になってしまう。一人ひとりが意識的に違いを認識しあい、文化が単純に混在している状況から多文化化を目指す必要があるということである。また恒吉（2021）では日本以外のルーツを持つ日本国籍の人々の存在に触れ、「親や祖先に『外国』出身者がひとりでもいれば『外国』カテゴリーに入るのは、『日本人』を基準にして、『外国人』は自分たちとは別で、外から来てもどっていき、という従来の日本社会の同質性志向に無意識に沿っ

²⁹ 池田理知子（2001）「『カルチャー・ショック』と適応理論の再考察」『国際基督教大学学報Ⅱ B 社会科学ジャーナル 第47号』、国際基督教大学社会科学研究所、pp. 25-44。

³⁰ 池田（2001）、pp. 29-30。

³¹ 同前、p. 30。

³² 同前、p. 30。

³³ 恒吉僚子（2021）「課題先進国、国際化後進国：日本の教育が歩むべき道」（恒吉僚子・額賀美沙子編『新グローバル時代に挑む日本の教育：多文化社会を考える比較教育学の視座』東京大学出版会）、pp. 1-21。

³⁴ 同前、pp. 5-6。

てしまっているからではないのか³⁵と指摘した上で、彼らを国際的に用いられる表現で呼称することを提案する。「国際的によく使われている表現を用いると、日本国籍を持つ移民・難民は、『ベトナム系日本人』『ブラジル系日本人』……となろう。国際的なカテゴリーを用いることによって、国際社会の議論に参加しやすくなる³⁶とされている。そもそも従来の日本社会における「外国人」に対する考え方を根本から変えていかなければならないということである。考え方を考えるためには教育の力が必要であるが、恒吉（2021）は、教育においても多様性が反映されているとは言い難いことを指摘し、次の各項目を提言する。①「多様性を早くから教育に取りこ³⁷むこと、②「異質な児童生徒・学生を全体に統合してゆくことによって多様な人々との共存経験を実質化する³⁸こと、③「国際的に通用している社会的カテゴリーの採用や、『移民児童生徒』『貧困家庭の子ども』『障害のある生徒』などの社会的カテゴリーを相互に関連させ、国際的な議論に参加しながら理解を深化させる³⁹こと、④「『外国人』移民労働者拡大を『余儀なく』され、その結果として進んだ文化的多様化に『対処』してゆくのではなく、文化的多様性のみならず、社会的公正の視点があり、『国際化』と『多文化化』教育改革が対になっている、日本版多文化社会のヴィジョンを打ち出し、それに向かって歩む⁴⁰こと、以上の4項目である。ここに指摘されていることを鑑みれば、「多文化化」は国を挙げて取り組むべき課題であり、そこに教育が果たす役割は大きいとすることができる。

国を変革することは難しいかもしれない。しかし自分の携わる教育を改善していくことは可能であろう。言語とは自分の考えを表出し、相手の表出した考えを理解するための手段である。前述したように、ある言語には、その言語の話者が背負っている文化が反映されている。だからこそ、言語学習は単に意味を対照させるだけの辞書的な理解に陥ってはならない。言語を通して、言語の背景に存在する文化を教育することこそ、言語教育なのである。この点で、言語教育は大いに多文化社会形成のために寄与できる。中国語教育の内容について考える際には、一つの社会の中に多様な文化を背負う成員が混在する現状を踏まえ、日本の社会を真に多文化共生社会にするために能動的に何ができるのかを合わせて考察していく必要がある。

さて、語学教育であれば大学以外にも語学学校が多く存在するし、そこでは文化事象を学ぶことができる場合もあるだろう。また語学情報や文化情報は、現代であればともにインターネット上に多くのものが発信されている。では、大学教育における中国語教育としてできることは何だろうか。

³⁵ 同前、p. 8。

³⁶ 同前、p. 8。引用中のゴシック体箇所は引用文献のとおりである。

³⁷ 同前、p. 14。

³⁸ 同前、p. 14。

³⁹ 同前、p. 14。

⁴⁰ 同前、pp. 14-15。

Ⅲ 大学での中国語教育だからできること

ここからは、ⅠとⅡにて述べてきたことを踏まえて、大学だからこそ実現できる教育について考えてみたい。

1. 「標準」の語彙や語法の習得

大学教育においては、責任をもって教育する以上、「標準」の知識を教授することが求められる。「ネイティブはこのように言う」「このような言い方もある」という実践的知識は確かに必要だが、その前提として、その時点で「標準」とされている語彙や語法の基礎を教えることが必要ではないだろうか。もちろん「標準」は社会状況などにもとない変化しうるものであるため、大学教員は「標準」を常に意識し、追う必要がある。

2. 教員のそれぞれの専門分野を活かした教育

また大学ならではの教育内容という点に関しては、語学担当の教員が、全て言語学の専門家というわけではないという点を強みとすることができる。輿水（2023）に指摘されるように、言語教育担当教員は、教育内容に関する正しい知識、言語教育に対する深い造詣があることは基本的に求められている⁴¹。これらに加え、それぞれの専門知識を活かした教育、教材づくりが可能となる。特に言語を文化だと意識してもらおうという点においては、それぞれの研究分野と言語という2つの視点からの教材づくり、授業構成が可能となるのではないだろうか。

多文化共生時代における言語教育だからこそ、様々な専門分野の教員がそれぞれの知恵を出し合い、教材づくりや授業設計を行う必要がある。

3. 教科書に即したオンライン教材の開発

例えば東京外国語大学の中国語モジュール⁴²のように、大学として中国語の学習内容をオンラインで公開する試みは行われている。福岡大学においては、筆者は2023年度に、担当クラスの学生に向けた語法説明や文化的要素を説明するカードを設置した。将来的には語法解説の動画や Moodle の小テスト機能を用いた自学用教材等の設置が求められるところである。

また上記Ⅲ-2とも関わるが、専門分野を活かしたオンライン教材開発も考えられる。福岡大学では語学を文化の一部ととらえて中国語教育を試みてきた。教科書の中にも複数の文化的事象を導入しており、詳細は荒木（2021）⁴³に指摘する通りである。ただし教科書

⁴¹ 参照：輿水（2023）、p. 15。

⁴² 「東京外国語大学言語モジュール 中国語」<https://www.coelang.tufs.ac.jp/mt/zh/>（2023. 12. 8アクセス）

⁴³ 荒木雪葉（2021）「福岡大学中国語教科書における文化解説について」『福岡大学研究部論集 A：人文科学編 Vol. 21 No. 2』福岡大学研究推進部、pp. 55-59。

に文化事象が記載されていることと、全ての教員が多文化化を意識して教材を用いることができるということとは別である。授業時間と進度が決められている以上、取り上げることができる文化事象には限りがあるし、教員個人々の文化的背景が異なるために、記載された文化事象の教育への用い方には差が生じると予想される。担当学生の個々の、あるいはクラスごとのニーズも異なるだろう。これに対応するために、オンライン教材の作成や活用をすることが考えられる。複数の教員が携わって作成した文化事象関連オンライン教材を大学の Moodle 等に準備しておき、授業時に各教員が活用するのである。

4. 大学教育ならではの課題：動機づけの問題

語学スクールや SNS とは異なる点が、学生の学習意欲の問題である。大学には、単位のためには学びたい科目でなくても学ばなくてはならないという、非常に消極的な理由で学ぶ学習者が存在する。赤間 (2012) にも指摘されているとおり、教員がいくら工夫しようと、学生の学習意欲が低ければ学習効果は見込めないのである⁴⁴。大学が考えるべきは、大学で中国語を学び身につけることによってどのようなメリットがあるか、そのメリットは他の科目やアルバイト、趣味とどのように異なる重要性を持っているかを認識させる方法であろう。この点については、教員が共同で考えて行かなければならないと考えている。

IV これからの中国語教育への提言

これまでの内容をふまえて、以下のように提言する。

1. オンライン教材、オンライン授業に関して

(1) デジタルデバイス利用にともなう問題

デジタルデバイスの利用に関して、おそらく多くの大学ではすでに Wi-Fi を導入し、また1つの座席に1か所コンセントを設置しているだろう。しかしデバイス利用に関しては、もっと大掛かりな改修も必要となることが考えられる。

①教室の設備

デジタル教材を前方スクリーンに投影する際には学生の手元を明るくするためにダウンライトを点灯するが、これは紙媒体でのノートテイクのための設備である。デジタルデバイスを用いている学生の場合は、持っているデバイスの表面にダウンライトの明かりが反射し、見えにくい可能性がある。デジタルデバイスでのノートテイクが次第に一般的になっていくことが予想される中、教室というモノのデザインも再考する必要があるだろう。

②声の出せるブースの設置

リアルタイム型オンライン授業へと移行した際に必要になるのが、声の出せるブースで

⁴⁴ 参照：赤間 (2012)、p. 126。

ある。空き教室や食堂、図書館の自学スペース等をオンライン授業用に提供する場合もあるだろうが、その場合には同じ空間で他の授業を受講している学生もいるために発声が困難となることも予想される。そこで大学の施設として、声の出せるブースを設置することが求められる。もちろんブースごとに充電用コンセントや情報コンセントを備え、Wi-Fiに接続可能であることが必要がある。

(2) 対面とオンラインの併用に関して

オンライン教育の需要について、コロナ禍のように社会全体がオンライン化を必要とするケースも今後発生しないとは限らない。また、社会全体がオンライン教育を必要としなくても、学生個人が病気や怪我などで教室に来ることができない場合、あるいは事故や災害による交通機関の不通などの突発的事情によって通学ができない場合などにも、その学生が大学に所属する以上は教育の機会は与えられるべきである。これを解決するためにも対面とオンラインの両方の教育を行う準備は必要なのではないだろうか。

(3) オンライン教育に対する教員の素養

ICTを活用する教育を行う場合に特に注意したいのが、本稿の「はじめに」でも触れた、米井(2022)に指摘された著作権への意識である。教員自身が作成した教科書であっても、書店を通じて販売されているものであれば、無断複製や転載は禁止される。書店との契約を確認し、必要であれば新しく契約を行う必要がある。福岡大学では、2020年度に初めて完全オンライン教育が実施された際、教科書の出版社に許可を得て、教科書の複製をインターネット上にアップする教材の中で用いること、また教科書付属音声のmp3データをMoodleなどを介して学生がアクセスすることを可能にした。

また、学生のプライバシー保護にも留意しなければならない。学生の同意なく学生の発音の録音や動画等の成果物を他者に公開することは避けなければならない。

2. 新しい中国語教育の内容に関して

文化としての言語教育、多文化共生時代の言語教育については、以下の対応方法と課題が考えられる。

(1) 多文化共生：受講者の多様性を尊重する方法

まず、大学全体の方針として、そもそも言語教育が技術の伝授だけではなく文化の一端を担うものであることを認識し、多文化共生教育そのものを推進する教育理念を持ち実際に推進することが必要ではないだろうか。大学の方針決定を受けて、言語教育担当のコースや教員たちは次のような対応が可能となる。

多文化共生を目指すからには、学生側の多様性にも配慮する必要がある。ただし、教員個人で対応できることには限りがある。教員個人が現存の教科書を用いてできることを考えたとき、よく行われる方法は文化的背景の異なる学生に自文化について中国語で報告してもらおうという授業方法であろう。ただし自らが背負う文化的背景に関して報告したくない学生もいるかもしれないので、対応が難しくなる。そこで、福岡大学における中国語科

目コースのように、教材の作成や修訂に携わることができるレベルでの対応が必要となろう。少なくとも共通認識として、書いたものの発表に関しては配慮する必要がある、場合によっては全員の前で発表させることを避ける必要があるということをおおきく教員に周知しておく必要はあろう。

個人情報をお無理に開示させることを避けるために教科書や補助教材として様々な文化の紹介やそれに関する表現が準備されていることや、自分のことに限らず興味ある文化について調べてきて中国語で報告してもらうという設問設定を試みることも良いのではないだろうか。これに関しても、特に非常勤の教員には対処してもらうことで負担が大きくなる恐れがある。やはり中国語コースとしての準備が必要となる。

文化的な多様性だけでなく、身体的・精神的に学びにくさを抱える学生への対応として、ICTを用いる手段を講じることができないだろうか。音を聞き取りづらい学生や声を発しづらい学生とは文字でやり取りをし、見えづらい学生とは音でやり取りをする。また指示が理解しづらい学生には要点をまとめたファイルを準備し、文字の記憶が難しい学生にはリアルタイムでのやり取りを行ってもらう、という方法が考えられる。

上記の方法については、少なくとも言語教育に関わる教員たち、できればその学生に関わる全ての教員たちが情報を共有しあい、共同で対応のためのファイルを作成したり、あるいは対応システムそのものを構築したりして、オンラインで共有することが理想的であろう。

(2) 多文化共生：中国語の多様性に関して

多文化共生社会における中国語教育を考えるにあたって避けて通れないのが、中国語における多様性の問題である。現在日本の中国語教育では、中華人民共和国の標準語である「普通話」を教えている。しかし世界規模で考えると、中国語使用地域は広く存在する。また中国語といっても様々な方言があるし、使用する文字も正体字(繁体字)、簡体字などの違いがある。例えば「普通話」では漢語拼音が発音記号として用いられているが、台湾では注音符号が用いられているという違いもある。また同じ漢字の発音が、国や地域によって異なる場合もある。これらはあくまで「違い」であり、「標準とは異なるので誤っている」ということではない。これらの点は、たとえ全てを教室で教えることが現実的に不可能だとしても、教員としてわきまえておくべき知識であろう。国や地域、たった一つの「標準」とそれ以外、という区切りではなく、言語文化という点で、さらに豊かな中国語文化を教えることはできないだろうか。

もちろん限られた時間の中で一度に様々な方言や字体などを教えることは難しい。そこで、教科書の中の「文化コラム」に執筆したり、教室で適宜学生に見てもらうためや興味のある学生に自学してもらうために Moodle などでお資料を準備しておいたりすることは可能であろう。Ⅲ-3で触れた東京外国語大学の中国語モジュールには、「台湾の普通話」⁴⁵

⁴⁵ 東京外国語大学の中国語モジュールにおける表現である。

の紹介もある。もちろん東京外国語大学のものを使わせてもらうこともできるが、できれば各大学や学生のニーズに合わせた独自の教材を作成することが望ましい。

(3) 教員の素養

教員は中国語の多様性に関する知識を備えておく必要がある。先述したように、同じ漢字の発音が地域によって異なることもあるし、文法表現が違っている場合もある。その際、「標準でない」ことを「誤りである」と切り捨てず、中国語の多様な様相の一形態であることを確認できるだけの知識は必要ではないだろうか。例えば「あなたに電話をかける」を意味する中国語について、「標準の」文法では“给你打电话”が「正解」である。しかし台湾では“打电话给你”という表現も用いられている。“打电话给你”が実際に使われている地域がある以上、たとえネイティブの教員であっても、自分の常識の範囲にないからといって「誤り」と判断してはいけないのである。

また言語の多様性を知っておくということは、その言語が違う様相を呈するようになった社会的文化的背景も弁えておくことにもつながる。「標準の」文法や語彙だけではない、中国語という文化に関する広範囲の知識を備えておくことが、教員として必要な力量ではないだろうか。

中国語の多様性への対処に関しては、オンラインで教育資料を保存し、随時アップデートすることができるプラットフォームの立ち上げが有効だと考える。実際に運用されているプラットフォームとしては、公益財団法人国際文化フォーラム「めやす Web」⁴⁶、「中国語学習ジャーナル：Chinese Station」⁴⁷が挙げられる。前者は英語、韓国語、スペイン語、中国語、ドイツ語、日本語、フランス語、ロシア語の情報サイトであり、様々な教育プラン、授業で作成した動画、作文などが公開されている。また後者には、中国語に関する知識、発音講座動画、文化紹介、IT利用の教育実践公開、中国語の発音のSNSへのアップ（出版社／テキストの許可を得て）等の情報が掲載されている。これらの既存のプラットフォームを有効活用することも手段の1つであろう。

また中国語表現や文法、言語の背景にあるすべての文化の多様性に特化したプラットフォームにおいて、中国語担当教員だけでなく、また教育に関わる人材に限らず、中国に関わる様々な人が参加して検討する場があっても良いのではないか。そこで筆者は、中国語担当者のみならず、中国文化や中国語圏に関する研究を行う研究者、中国語圏に詳しい専門家などの多様な人材によって中国語の多様性に関する研究会を開催することを提案したい。研究会では中国語の「標準」とバリエーションとについて、また中国語圏の多様な文化に関して検討を重ね、その成果をオンラインのプラットフォームにて公開するのである。そうすれば、中国語担当教員全員が全てのバリエーションを学ばなくても参照して教育に用いることができるし、時間の関係で授業中には触れることができない文化事項を学

⁴⁶ 公益財団法人国際文化フォーラム「めやす Web」<https://www.tjf.or.jp/meyasu/support/>（2024. 3. 1アクセス）

⁴⁷ 「中国語学習ジャーナル：Chinese Station」<http://www.ch-station.org/category/index/movie/>（2024. 3. 1アクセス）

生に紹介することもできる。定期的に研究会を実施しアップデートを行っていくことで、常に新たな中国語という大きな世界を解説する方法を提供し続けることができる。

おわりに

総じて、オンライン教育の知識と経験を活かし、中国語という文化について、今後さらに豊かな教材の開発や教育の方法の改善が求められる。その際、難しいと思われるのが、中国語の多様性に関する知識の習得とその教え方である。これらの知識の集成する場所が必要であろう。筆者の今後の課題として、中国語、中国文化の多様性をまとめるプラットフォームを構想し立ち上げることを計画していきたい。

参考文献

- 荒木雪葉 (2018) 「中国語ⅡB用教科書『漢語課本ⅡB』の作成に関して」『福岡大学研究部論集 A: 人文科学編 Vol. 18 No. 2』福岡大学研究推進部
- 荒木雪葉 (2020) 「令和2年度前期 中国語科目の遠隔授業に関して」『福岡大学研究部論集 A: 人文科学編 Vol. 20 No. 1』福岡大学研究推進部
- 荒木雪葉 (2021) 「福岡大学中国語教科書における文化解説について」『福岡大学研究部論集 A: 人文科学編 Vol. 21 No. 2』福岡大学研究推進部
- 荒見泰史 (2022) 「大学初修中国語におけるオンライン教育の試み — covid-19下の2020年度広島大学インテンシブ中国語連動クラスを中心に—」『広島大学森戸国際高等教育学院紀要 4号』、広島大学森戸国際高等教育学院
- アンティエ, エマニュエル (2017) 「TICEに関する研究についての異見」(Emmanuel ANTIER 《Penser autrement la recherche sur les TICE》翻訳: 辻部大輔) (アンティエ, エマニュエル, 甲斐勝二, 間ふさ子, 趙葵欣, 荒木雪葉, 宮下尚子, 董玉婷, 永田萬享, 小柳康子「教科教育法における情報機器活用指導の課題と見通し—各教科からの提案を通して—」『福岡大学 教職課程教育センター紀要 第2号』福岡大学)
- 池田理知子 (2001) 「「カルチャー・ショック」と適応理論の再考察」『国際基督教大学学報ⅡB 社会科学ジャーナル 第47号』、国際基督教大学社会科学研究所
- 池田理知子, Eric M. Kramer (2000) 『異文化コミュニケーション・入門』有斐閣
- 金智賢, 松井真之介, 胡屋武志 (2023) 「21世紀の第二外国語教育再考—宮崎大学の事例とともに—」『中国語教育 第21号』中国語教育学会
- 清原文代 (2022) 「初級中国語のオンデマンド授業 —学生が一人で学び続けるための教材と学習サポート—」『コンピュータ&エデュケーション 53巻』、コンピュータ利用教育学会
- 興水優 (2023) 「中国語教育の「これまで」と「これから」」『中国語教育 第21号』、中国語教育学会
- 恒吉僚子 (2021) 「課題先進国, 国際化後進国: 日本の教育が歩むべき道」(恒吉僚子・額賀美沙子編『新グローバル時代に挑む日本の教育: 多文化社会を考える比較教育学の視座』東京大学出版会)
- 「東京外国語大学言語モジュール 中国語」<https://www.coelang.tufs.ac.jp/mt/zh/> (2023. 12. 8アクセス)
- 福岡大学中国語教科書研究チーム (2018) 『漢語課本2018』金星堂
- 福岡大学中国語教科書研究チーム (2019) 『漢語課本2019』金星堂
- 福岡大学中国語教科書研究チーム (2023) 『漢語課本2023』金星堂

文部科学省「GIGA スクール構想について」内「(リーフレット) GIGA スクール構想の実現へ (PDF ファイル)」 https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf (2024年1月9日アクセス)

文部科学省中等教育局修学支援・教材課「義務教育段階における1人1台端末の整備状況(令和4年度末時点)」 https://www.mext.go.jp/content/20230711-mxt_shuukyo01-000009827_01.pdf (2024年1月9日アクセス)

米井由美(2022)「オンラインによる中国語授業の実践と課題 ―通常授業からオンライン試験まで―」『文化学園大学短期大学部紀要53』文化学園大学

現代中国における党と国家の機構改革と党政関係の変遷

—2023年の改革を中心に—

Administrative Reform in Contemporary China:
The Case of the 2023 Plan

渡 辺 直 土
WATANABE Naoto

はじめに

中国共産党政権は改革開放以降、中央政府である国務院や地方政府において、経済社会の変容に対応するためにたびたび機構改革を実行してきた。そして習近平政権においては2018年3月に「党と国家の機構改革深化方案（プラン）」が公布された。この改革案は党および国務院だけでなく、人民代表大会や政治協商会議、軍、社会団体まで含めた、まれにみる大規模な改革となった。さらにその5年後の2023年3月にも新たな「党と国家の機構改革方案」が公布された。本稿では筆者のこれまでの論考（渡辺2008、渡辺2016）を踏まえつつ、改革開放以降の機構改革の経緯の中に習近平政権の改革を位置づけ、主に2023年の改革方案の内容および実施状況についてその特徴を分析する。そして、特に中国の政治体制の核心部分である中国共産党と政府、すなわち党政関係の視点からその特徴を考察し、中国の政治体制変容の方向性を示すことを目標としたい。

I . 現代中国の機構改革の経緯と先行研究

1. 中国の行政改革に関する研究

ここでは筆者のかつての論考を基に、現代中国の機構改革に関する先行研究について紹介する。これまでの研究により共産党政権が進めてきた機構改革の特徴や実態が相当程度明らかになりつつあるが、その課題として挙げられるのは第一に、全体的な傾向として、5年に1度開催される共産党大会を起点として、それぞれ翌年の83年、88年、93年、98年、03年に発表される国務院の機構改革案を中心に、行政改革を5年ごとの1つのまとまりとして分析している点である（仁暁（1998）や趙宏偉（2000）、劉（2018）など）。この分析視角では行政改革の起点に関心が集中し、そこに至る改革の蓄積過程については軽視される傾向にある。第二に、それに関連して先行研究においては中央レベル、すなわち国務院

の機構改革に焦点が当てられてきたことがある。しかし、改革はまず地方で試験的に導入後、中央での改革に反映されることが多いため、地方レベルと中央レベルの改革がどのように連動するのかという視点も必要になる。例えば仁暁（1998）、孔昭林（2001）、Tsai and Dean（2014）などでは地方レベルの機構改革について分析されているが、中央レベルの改革にどのように接続したのかという点については触れられていない。第三に、1988年や1998年、2008年などの個別の改革に焦点を当てて詳細な分析を行うものが多いが（唐亮（1997）、小林（2002）、佐々木（2009）など）、同時に改革開放以来の機構改革全体の流れの中に位置づけ、それぞれの改革の特徴を分析するという作業を行なう必要がある。胡錦濤政権期に推進された「大部制」改革に関する研究についても一定程度の蓄積があるが（傅小随（2013）、張忠および趙聞生（2012）、李章沢（2011）など）、習近平政権での改革との接続関係は一つの重要な論点となるだろう。そして、2018年改革については、第一に、党の指導強化が指摘されていること（諏訪（2018）、馬・安（2018）、楊（2018）、黄（2018）など）、第二に、一部の党と政府の部門の「事務統合（「合署弁公」）」および「合併設立」が行われたことが指摘されている（胡・程・楊（2018）、沈（2018a）、藍（2018）、許（2018）、蔡（2022）など）。これらの分析についても改革開放以降の経緯の中に位置づける作業が必要だろう。

2. 改革・開放以降の機構改革の経緯

ここでは改革・開放以降の機構改革の経緯について、筆者のかつての論考（渡辺2008、渡辺2016）をもとにさしあたり以下のように概括する。上述のように改革の展開における中央と地方の連動性という観点を重視するため、党大会を起点とした5年サイクル的分析とは異なる形で時期を区分し、まとめていく。

<表1>改革・開放以降の機構改革の経緯

| | 主要目的 | 人員整理 | 政企関係 | 党政関係 |
|---------------------------|-----------------------|------|------|----------------------|
| 第一段階 (1980年代前半) | 行政肥大化の是正 | 大 | なし | なし |
| 第二段階 (1980年代後半) | 政府のマクロ・コントロール重視への機能転換 | 大 | 政企分離 | 党政分業・党政分離 |
| 第三段階 (1990年代～2000年代半ば) | 政府のマクロ・コントロール重視への機能転換 | 大 | 政企分離 | なし |
| 第四段階 (2000年代半ば以降) | 近接する機構の統合による効率化 | 小 | なし | 一部で党政連動 (党政融合) |
| 第五段階 (2018年以降) | 党の行政に対する一層の指導強化と効率化 | 小 | なし | 党政融合（一部領域）の 全国的展開 |

(出所) 渡辺（2016）P.56の表を一部修正

文化大革命終了後の行政の肥大化、財政負担の増大などの問題の是正が急務とされ、臨時機構（非常設機構）の削減や定年制度の整備による人員削減、若返り、高学歴化などの改革が進められた第一段階（1980年代前半）を経て、1980年代後半からは市場経済化へ対

応するため第二段階に突入した。ここでは一部地方で政府の現業部門を企業化された組織（「経済実体」）に改組して分離することで、「経済実体」が生産活動に従事し、政府の側はマクロ・コントロールのみを行なうという政府と企業の機能分離（「政企分離」）が実行された。さらに1986年以降は国務院が16都市を実験都市として指定し、改革が進められた。この時には経済改革を進めるための行政の効率化の一環として、「政企分離」に加えて「党政分業（「党政分工」）」が目標とされ、87年以降は「党政分離（「党政分開」）」に変更された¹。このような地方レベルの改革が87年の第13回党大会を経て、88年の国務院機構改革へと接続し、「経済部門の削減、経済実体への移行→人員を経済実体へ再配置→財政負担の軽減とマクロ・コントロールの強化」+「党政分離」というモデルに帰結した。しかしこの改革は、89年6月の天安門事件により頓挫した。

その後1990年から地方レベルの機構改革が再開され、全国の省、市、県の中から実験地が選定され、それが98年の国務院機構改革に接続し、90年代末から2000年代初頭にかけて各地で改革が継続されたため、これを第三段階とする。この段階での改革は、第二段階のように政府機能の転換を中心に進められたものの、党政関係に触れることはなかった。すなわち、第二段階の「経済部門の削減、経済実体への移行→人員を経済実体へ再配置→財政負担の軽減とマクロ・コントロールの強化」+「党政分離」のうち、「党政分離」が後景化された。

2000年代以降になると上海市など一部の地方で新たな機構改革が実験的に進められ、それらが胡錦濤政権において「大部制（大部門制）改革」として2007年の第17回党大会、そして2008年の国務院機構改革へ接続したため、これを第四段階とする。これは政府の部門のうち機能が近接しているものを統合し、効率化と意思決定の迅速化を意図したものであった。さらに広東省佛山市順徳区などでは政府機構と党の部門のうち、一部の近い機能を持つものを統合して効率化するという「順徳モデル」が実行された。党政関係に改革が及ぶのは第二段階以来であるが、第二段階では党の指導を限定的にする「党政分離」による効率化が目的だったのに対して、第四段階では「党政融合（「党政連動」）」による効率化を目指したものであり、その方向性は全く逆のものとなった。また、例えば深圳市では「政策決定権、執行権、監督権の相互制約および相互協調」という方針のもとに「行政権三分」として、部門ごとに決定権、執行権、監督権のどの権限を持つかを明確化して効率化を追求するという改革が試みられた。このように（一部地域の）「党政融合」および「政策決定権、執行権、監督権の相互制約および相互協調」の試行が第四段階の特徴として指摘できるだろう。

さらに習近平政権においては2018年3月に「党と国家の機構改革深化方案」が発表され、これ以降を第五段階とする²。この改革方案は党および国務院以外に人民代表大会や政治協

¹ 「党政分業」とは唐亮によれば党組織と行政組織の職権を制度的に区分することであり、「党政分離」（「党政分開」）とは行政事務に関する党組織の直接関与を避けることであるとされる。各級政府において党は党グループ（「党組」）と党の行政担当機構を通じてそれぞれの部門に対する指導（「領導」）を行っており、「党政分離」を志向する場合はこれら党組織の改革（あるいは廃止）が重要な課題となる（唐亮1997）。

² 2018年改革の詳細な分析については、別稿にて発表予定。

商会議、軍、社会团体まで広範囲の改革が意図されたものであった。その特徴として、第一に党政関係については第四段階の「順徳モデル」で見られたような、党と政府の機構を統合する「党政融合」が「合併設立」「事務統合（「合署弁公）」として正式に採用され、特に党中央の宣伝部、組織部、統一戦線部が国务院の機構と「合併設立」方式により統合されたことが挙げられる³。ただし、第四段階と異なる点として、「党政融合」による単なる効率化を志向するだけでなく、党の政府に対する指導の徹底強化が強調されており、習近平政権において多用されてきた「議事協調機構」（領導小組）がさらにいくつか新設されたことからその意図が読み取れる⁴。また、第二にそれと関連して、第四段階で強調されていた「政策決定権、執行権、監督権の相互制約および相互協調」という方針が見られなくなっていることが指摘できる。政府機構の間で権限を分割するような改革は習近平政権の意図したものではないのであろう。そしてこの改革は2019年以降に省、市、県の地方レベルにおいても徹底して進められた。すなわち、「党政融合」および党の指導の徹底強化とその全国的展開が第五段階の特徴と言えるだろう。

これらの点を踏まえて2023年の機構改革を分析する上で、本報告では筆者のこれまでの論考から継続して、党政関係に注目したい。その理由として、現代中国の政治体制は党と国家が一体化した「政党国家システム」としての特徴を持ち⁵、その核心部分は党政関係にあると考えられるからである。1980年代においては「党政分業」「党政分離」の方針のもとで党の政府に対する指導を限定的にするという、党政関係にまで及ぶ改革を試みた。第三段階においては党政関係に改革が及ぶことはなく、その後2000年代以降において、広東省の佛山市順徳区などの一部地域で「大部制改革」の一環として「党政融合」というこれまでとは全く違う形で党政関係を再調整するという改革が実験的に行なわれた。2018年の改革方案においてはこの「党政融合」方式が中央から省、市、県に至るまで全国的に展開され、現代中国の党と政府の機構は融合の度合いを強めつつあると言える。では、このような経緯を踏まえたうえで、2023年の機構改革はどのような特徴を指摘できるだろうか。

³ 「事務統合」とは、許耀桐によれば2つの異なる編制、職責を有し、業務の対象や性質が近い、または密接に関連する党と政府の機構が同一地点において業務を行なうことであり、2つの機構の人員、資源は上級の統一的な調整の下で業務の必要に応じて柔軟に運用されることを言う。統合後の機構はそれぞれ指導スタッフを配置する。これに対して「合併設立」とは2つあるいは2つ以上の機構の職責に対して再構築や統合を行ない、1つの新たな機構を構成することであり、1つの機構が設立された後、「2つの看板（「両塊牌子）」」「看板保留（「保留牌子）」」「看板追加（「加挂牌子）」の3つのどれかの形がとられる。

このうち「2つの看板」とは合併後、元の2つの看板を両方掲出するもので、融合の度合いは深くなる。合併後の1つの機構の指導部は1つで、編制や指導ポスト数、内部機構も統一的に配置される。合併後は1つの機構が元の2つの部門の名称を持ち、業務の必要に応じて対外的に適切な名称を使用する。「看板保留」とは2つまたは2つ以上の機構の合併後、いくつかの元の機構の看板を残すというものであり、中程度の融合である。「看板追加」とはある機構と別の機構の合併後、合併された機構の看板を統合後の機構に追加するというものであり、比較的浅い融合となる（許2018）。

⁴ 「議事協調機構（領導小組）」とは特定の政策分野にかかわる党や政府の代表者からなる半公式のグループであり、党の政府に対する指導、政策諮問、政策調整、執行の監視などの機能を果たす（山口2018）。

⁵ 「政党国家システム」の概念についてはサルトリー（1992）参照。

II. 2023年の機構改革の特徴とその進捗状況

1. 党中央と国務院の改革

ここでは2023年の党と国家の機構改革方案⁶の内容について、まず党中央と国務院の改革内容を見ていく。

改革方案が採択された2023年2月の中国共産党20期2中全会において習近平は「今回の改革は党の19期3中全会以来の党と国家の機能が実施してきた系統的、全体的な再編成の基礎の上に推進されるものであり、同時に第20回党大会で今後5年ないしはさらに長期的に党と国家の事業を発展させていくために戦略的に構想された背景のもとに検討されたものである」とし、その目的は「より優勢に、弱点を強化し、党中央の重大業務に対する集中的統一的指導を強化するため」であるとしている。そして「金融管理体制、科学技術管理体制、社会管理体制、データ管理体制、知的財産権管理体制、香港マカオ工作体制、『三農』工作体制、高齢者工作体制において機構および職責の設置に対して比較的合理的な設計および配分を行なった」と述べた⁷。党中央および国務院の改革の措置について、具体的には以下のとおりである。

< 中共中央および国務院の機構改革（2023年） >

< 中共中央 >

- ・中央金融委員会の設置
- ・中央金融工作委員会の設置
- ・中央科技委員会の設置
- ・中央社会工作部の設置
- ・中央港澳工作弁公室の設置

< 国務院 >

- ・科学技術部の再編成
- ・国家金融監督管理総局の設置
- ・地方の金融の監督管理体制改革の深化
- ・中国人民銀行の支店機構改革の統一的推進
- ・国有金融資本管理体制の整備
- ・金融管理部門の人員の統一的規範管理の強化
- ・国家数拠局の設置
- ・農業農村部の職責の最適化
- ・高齢者の活動の体制の整備
- ・知的財産権の管理体制の整備

まず党中央については、中央金融委員会や中央科技委員会の設置のように、習近平政権

⁶ 中共中央 国務院印发《党和国家机构改革方案》『中国政府網』https://www.gov.cn/gongbao/content/2023/content_5748649.htm (2024/6/30確認)

⁷ 「深化党和国家机构改革 推进国家治理体系和治理能力现代化」『求是網』http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2023-07/15/c_1129749410.htm (2024/6/30確認)

以降の「議事協調機構」重視の傾向がここでも継続されており、中央金融委員会は金融業務に対する党中央の集中的統一的指導を強化し、中央科技委員会は科学技術業務に対する党中央の集中的統一的指導を強化するとしている。また、党中央の出先機関として中央金融工作委員会を設置し、中央金融委員会と「業務統合」したうえで金融系統における党の業務を統一的に指導するとした。中央金融委員会の設置に際して国務院金融穩定發展委員会とその事務機構を廃止し、国務院金融穩定發展委員会弁公室の職責は中央金融委員会弁公室に編入されている。中央科技委員会についても、国家科技諮詢委員会は中央科技委員会に責任を負い業務を報告するものとし、国家科技倫理委員会は国務院の議事協調機構から中央科技委員会下の専門委員会に変更された。さらに、党中央の職能部門として中央社会工作部を設置し、国家信訪（陳情）局に対する直接的指導、民政部の都市と農村の社区ガバナンス管理に関する職責の編入、陳情や人民の意見募集業務の指導、基層政権のガバナンスの推進、全国的な業界団体における党の業務の統一的指導、混合所有制企業や非公有制企業、新社会団体などにおける党の活動の管理などが職責とされた。これについては明示されているわけではないが、政府の一部の職責を党の部門に編入する「合併設立」のうちの「看板追加」方式に類似したものではないかと考えられる。また、国務院港澳（香港マカオ）事務弁公室を基盤として中央港澳工作弁公室を設置し、党中央の香港マカオに対する管理を強化するとした。これについては国務院港澳事務弁公室の看板を残す（「保留」）としていることから、「合併設立」の中の「看板保留」方式と思われる。このように、党政関係においても2018年改革の「党政融合」による党の行政に対する直接的指導という傾向が継続されていると思われる。

国務院については、省庁では科学技術部や農業農村部の職責の再編が行われているものの、それ以外では国家金融管理総局の設置や中国証券監督管理委員会および国家知識産権局の編成替えなど国務院直屬機構における変更や、局レベルの機構の新設や再編が中心となっている。国家数拠（データ）局の設置は科学技術部の再編と併せて、コロナ禍において加速化されたデジタル社会建設への対応を意図したものであろう。また、上述のように党中央で中央金融委員会や中央金融工作委員会が設置され、国務院でも国家金融監督管理総局の設置および中央証券委員会の再編以外にも、地方金融の監督管理体制の改革や中国人民銀行の地方レベルでの機構改革、国有金融資本管理体制の整備、金融部門の人員の国家公務員としての統一的管理など、金融部門の改革に重点を置いている。すなわち、近年の経済および社会情勢に対応して、科学技術と金融系統に対する党中央の統一的指導を強化するという意図が指摘できるだろう。そして、今回の改革は政治局常務委員会の指導の下で中央全面深化改革委員会が統一的に計画、実施し、地方レベルの改革については省レベルの党委員会が統一的に指導し、改革方案を中央に報告することとした。また、中央レベルの改革は2023年末までに、地方レベルの改革は2024年末までに完成させるよう努めるとした。

2. 地方レベルの改革

当初の予定通り、2023年末までに中央レベルの改革が完了すると、2023年末から2024年初めにかけて、各地方で機構改革工作会議が開催され、地方レベルの機構改革が開始された。例えば陝西省では全省機構改革工作領導小組が設置され、省党委書記の趙一徳が組長を担当し、2024年1月3日に会議が開催された。そして、「陝西省機構改革方案」がすでに党中央、國務院によって批准され、各方面での改革を進めていくという方針が明示された⁸。また、上海市でも2023年12月に機構改革動員實施會議が開催され、市党委書記の陳吉寧により党の全面的指導の強化、深いレベルでの矛盾や問題の解決、問題の把握と効率化に向けた機構の設置、基層ガバナンス体制の刷新、行政法執行体制のさらなる持続、街道および鎮の機構設置および管理体制の調整、都市および農村自治組織の改善などの方針が示された⁹。

その後、2024年4月の段階で、上海市徐滙区の機構改革方案が上海市党委、政府により批准され、徐滙区党委および政府によって公布された¹⁰。ここではそれを事例として取りあげる。

<上海市徐滙区の機構改革>

- ・ 区委社会工作部の設置
- ・ 区人材工作局の設置
- ・ 区数拠局の設置
- ・ 区新型工業化推進弁公室の設置
- ・ 区科学技術委員會の機能強化
- ・ 高齢者の活動の体制の整備
- ・ 区金融服務管理弁公室を廃止し、関連する職責を区商務委員會に編入
- ・ 行政法執行体制改革の持続的深化
- ・ 街道および華涇鎮の機構設置の最適化

上海市の1級下である区レベル（＝県レベル）の改革であることから、中央レベルの改革と必ずしも対応していない部分も見られるが、党政関係という点についてみれば、中央と同様に区党委に社会工作部を設置し、区政府の信訪弁公室を直接指導する、あるいは区政府民政局的基層政權および社区建設、業界団体や商会における党建設の職責を編入するなど、党委が政府部門を直接管理する形がとられている。また区政府人材工作局も区党委組織部と「事務統合」が実施されている。区政府における数拠（データ）局の設置や区政府科学技術委員會の機能強化、高齢者支援体制の強化なども中央レベルと同様である。

⁸ 「地方机构改革大幕拉开 陝西、西安改革方案获批」『西部網』<http://m.cnwest.com/sxxw/a/2024/01/14/22243616.html> (2024/6/30確認)

⁹ 「确保机构改革各项任务如期顺利完成」『解放日報』2023年12月30日
<https://www.jfdaily.com.cn/staticsg/res/html/journal/detail.html?date=2023-12-30&id=365171&page=03> (2024/6/30確認)

¹⁰ 「徐滙区机构改革怎么改？12张图告诉你！」『上海市人民政府』<https://www.shanghai.gov.cn/nw15343/20240416/76da6fa1cc9b4db0bf6c9dd6a4073ea.html> (2024/6/30確認)

他の地域においても、例えば2023年末から24年初頭にかけて、内モンゴル自治区では党委社会工作部副部長の張金萍が自治区政府の信訪局局長と信訪局党組書記を兼務していることが伝えられている。江蘇省でも同様に胡建軍が党委社会工作部副書記、省政府信訪局局長、信訪局党組書記を兼務していることが伝えられている。業界団体との関係については、例えば北京市では2024年1月に北京市の第12回弁護士代表大会が開催され、北京市党委社会工作部部長の運行剛が閉幕式に出席したことが伝えられている¹¹。すなわち、2024年初めの時点ですでに省レベルでは党委員会に社会工作部が設置され、業務が開始されており、副部長と政府の信訪局局長を兼務する、あるいは一部の業界団体との関係構築を開始するなどにより、党の政府に対する指導、業界団体への管理強化が開始されているのではないかと考えられる。

おわりに

2023年の「党と国家の機構改革方案」においては、2018年では党の組織部、宣伝部、統戦部において「党政融合」が推進されていたところが、さらに金融、科学技術、民政といった政策領域にまで拡大し、かつ地方レベルにおいても同様の方針が実行されつつある。また、「議事協調機構」の多用という点もこれまでと同様に継続されている。すなわち、「党政融合」のさらなる政策的拡大および全国的展開、かつ「議事協調機構」の多用と合わせた党の政府に対する指導のさらなる強化と効率化という点において、2018年以降の第五段階の流れが継続されていると考えてよいだろう。1980年代の第二段階においては「党政分離」を志向し、1990年代の第三段階では党政関係の改革については実行されず、2000年代後半以降の第四段階における「党政融合」の実験的实施を経て、習近平政権においては「党政分離」を否定したうえで、「党政融合」を全国的に強力に推進し、かつ政策領域も拡大しつつある。中国の「政党国家システム」の核心である党政関係はその融合をますます強めつつあると言える。ただ、「党政融合」はかつての毛沢東時代における「以党代政」「党政不分」を想起させるものでもある。実際に中国においても行政法の専門家を中心に「党政融合」の法的整合性をめぐる問題点が指摘されており（章（2019）、陳（2019）など）、そういった懸念に対して説得的な回答を示すことなく、「党の指導の強化と効率化」の名目の下でトップダウンで推進されているところに危うさをはらんだものであると言えよう。

<参考文献>

- 山口定（1989）『現代政治学叢書3 政治体制』東京大学出版会
 サルトーリ・G. (Satori) (1992) 『現代政党学』（岡沢憲美・川野秀之訳）早稲田大学出版部
 唐亮（1997）『現代中国の党政関係』慶應義塾大学出版会

¹¹ 「地方机构改革大幕拉开 陝西、西安改革方案获批」『西部網』<http://m.cnwest.com/sxxw/a/2024/01/14/22243616.html> (2024/6/30確認)

- 趙宏偉 (2000) 「中国の行政改革」 日本比較政治学会編 『世界の行政改革』 早稲田大学出版部 pp. 153-174
- 小林弘二 (2002) 『ポスト社会主義の中国政治—構造と変容』 東信堂
- 渡辺直土 (2008) 「現代中国の行政改革—政府機構改革・党政関係・正統性—」 西村成雄、許衛東編 『現代中国の社会変容と国際関係』 第6章、汲古書院、pp. 101-117
- 佐々木智弘 (2009) 「2008年国務院機構改革と大部門制の分析」 佐々木智弘編 『転換期の中国』 調査研究報告書、アジア経済研究所、第6章
- 渡辺直土 (2016) 「現代中国の行政改革の新動向—『大部制』改革の現状について—」 『アジア経済』 57(4) 41-65頁
- 諏訪一幸 (2018) 「党政機構改革と習近平氏の権力強化」 『SPF China Observer』 第11回
<https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail011.html> (2024/6/30確認)
- 渡辺直土 (2019) 「中国・中央全面深化改革領導小組の機能と党政関係」 『中国研究月報』 73(12)、1-18頁
- 山口信治 (2018) 「領導小組の制度変化」 (加茂具樹、林載桓編 『現代中国の政治制度 時間の政治と共産党支配』 慶應義塾大学出版会、第4章)
- 但見亮 (2021) 「中国の党政機構改革と『法治』」 『一橋法学』 第20巻第3号、37-69頁
- 渡辺直土 (2022) 「習近平政権における『政治体制改革』」 『現代中国』 96号、5-16頁
- 遲福林、田夫主編 (1998) 『中華人民共和国政治体制史』 中共中央党校出版社
- 任曉 (1998) 『中国行政改革』 浙江人民出版社
- 孔昭林 (2001) 『機構革命—地方政府機構改革の対策性研究』 中国文史出版社
- 国家行政学院研究室、上海浦東新区人民政府編 (2002) 『転型中の政府—上海浦東新区政府体制創新報告』 国家行政学院出版社
- 李章沢 (2011) 「關於堅定推進大部門制改革的若干思考」 『中国機構改革与管理』 2011年第2期
<https://m.fx361.com/news/2011/0815/17544645.html> (2024/6/30確認)
- 張忠、趙聞生 (2012) 「關於大部門制下權力運行機制的幾点思考」 『中国機構改革与管理』 2012年第2期
<https://m.fx361.com/news/2012/0815/15981621.html> (2024/6/30確認)
- 傅小隨 (2013) 「大部門制内決策与執行分開的機構設置形式選択研究」 『中国機構改革与管理』 2013年第4期 23頁-25頁
- 黄紅華 (2015) 「県級党政関係の耦合模式—基於D県“四套班子”運行過程的実証研究」 『治理研究』 31巻1号74-80頁
- 胡鞍綱、程文銀、楊竺松 (2018) 「堅持党的全面領導 推進党和国家機構改革」 『行政管理改革』 2018年第5期 <http://theory.people.com.cn/n1/2018/0524/c207260-30010987.html> (2024/6/30確認)
- 秦前紅、陳家勳 (2018) 「党政機構合署合併改革的若干問題研究」 『華東政法大学学报』 2018年第4期
<https://www.aisixiang.com/data/111185.html> (2024/6/30確認)
- 許耀桐 (2018) 「党の一九大報告提出深化機構改革的新特点」 『南海学刊』 2017年第4期
<https://www.aisixiang.com/data/108325.html> (2024/6/30確認)
- 黄小勇 (2018) 「機構改革的歷程及其内在邏輯」 『行政管理改革』 2018年第5期
<http://theory.people.com.cn/n1/2018/0524/c207260-30011005.html> (2024/6/30確認)
- 李大偉 (2018) 「以新時代中国特色社会主義思想 引領機構和行政体制改革實踐」 『中国機構改革与管理』 2018年第3期 17-18頁
- 葉貴仁、黄平 (2018) 「理順党政関係：地方治理体系的優化」 『華南理工大学学报』 第20巻6号
<http://www.xml-data.org/HNLGDXXBSKB/html/2018-6-80.htm#top> (2024/6/30確認)
- 深圳市大鵬新区編弁 (2018) 「深圳大鵬新区大部門制改革探索」 『中国機構改革与管理』 2018年第12期 33-35頁

- 董克用 (2018) 「關於新時代党和国家機構改革特点的探討」『中国機構改革与管理』2018年第8期 9-10頁
- 楊新沐 (2018) 「擬定省級機構改革方案 要妥善處理五個方面關係」『中国機構改革与管理』2018年第8期、6-8頁
- 張力 (2018a) 「關於深化党和国家機構改革的認識」『中国機構改革与管理』2018年第9期、8-9頁
- 張力 (2018b) 「党政機關合署辦公的標準 功能、問題与重構」『政治与法律』2018年第8期
<http://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1035/15269.htm> (2024/6/30確認)
- 藍志勇 (2018) 「從價值理念視角理解党政領導制度綜合改革」『中国機構改革与管理』2018年第10期、15-17頁
- 劉權 (2018) 「党政機關合署辦公的反思与完善」『行政法學研究』2018年第5期
<http://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1087/9649.htm> (2024/6/30確認)
- 全國坤 (2018) 「党政機構統籌改革与行政法理論的發展」『行政法學研究』2018年第5期
<http://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1087/9653.htm> (2024/6/30確認)
- 沈榮華 (2018a) 「国家治理變革視角下深化政府機構改革的重点和思路」『行政管理改革』2018年第4期
<http://theory.people.com.cn/n1/2018/0418/c40531-29934526.html> (2024/6/30確認)
- 沈榮華 (2018b) 「我国政府機構改革40年的啓示和新趨向」『行政管理改革』2018年第10期
<http://theory.people.com.cn/n1/2018/1024/c40531-30360239.html> (2024/6/30確認)
- 馬宝成、安森東 (2018) 「中国行政改革40年 主要成就和未来展望」『行政管理改革』2018年第10期
<http://theory.people.com.cn/n1/2018/1024/c40531-30360246.html> (2024/6/30確認)
- 陳征 (2019) 「党政機關合併合署与行政活動的合法化水平」『法學評論』2019年第3期
<http://fzzfyjy.cupl.edu.cn/info/1035/15311.htm> (2024/6/30確認)
- 章志遠 (2019) 「挑戰与回旺党政連合發文的法治化路徑初探」『党内法規理論研究』第2期
<https://iplr.whu.edu.cn/info/1048/3304.htm> (2024/6/30確認)
- 劉馨宇 (2020) 「党政機構合併背景下的預算問題研究」『法學評論』2020年第4期
<https://www.aisixiang.com/data/123676.html> (2024/6/30確認)
- 蔡文軒 (2022) 『『党政融合』與習近平中国的集權化領導』(吳玉山ほか編『一個人或一個時代：習近平執政十周年的檢視』五南圖書出版、第5章
- Brodsgaaed, Kjeld Erik (2002), Institutional Reform and the Bianzhi System in China, *The China Quarterly* 170, June 2002, pp. 361-386
- Brodsgaaed, Kjeld Erik (2012), Politics and Business Group Formation in China : The Party in Control? *The China Quarterly* 211, September 2012, pp. 624-648
- Burns John P. (2003), “Downsizing” the Chinese State: Government Retrenchment in the 1990s, *The China Quarterly* 175, March 2003, pp. 775-802
- Tsai Wen-Hsuan and Dean Nicola (2014), Experimentation under Hierarchy in Local Conditions : Cases of Political Reform in Guangdong and Sichuan, China, *The China Quarterly* 218, June 2014, pp. 339-357
- Baogang Guo (2017), China’s Administrative Governance Reform in the Era of “New Normal”, *Journal of Chinese Political Science* 22, pp. 357-373
- Hong Gao and Adam Tyson (2017), Administrative Reform and the Transfer of Authority to Social Organizations in China, *The China Quarterly* 232, December 2017, pp. 1050-1069
- Sujian Guo and Tianyu Jiang (2017), China’s “New Normal”: from Social Control to Social Governance, *Journal of Chinese Political Science* 22, pp. 327-340

ポストコロナの中小企業金融支援

— コロナ禍での日本の経験 —

Financial Support for SMEs during the COVID-19 Pandemic in Japan

西 田 顕 生

NISHIDA Akio

I. はじめに

2020年に始まったコロナ禍は日本経済に深刻な影響を与えた。全国で景気は急速に落ち込み、地域経済の主力を担う中小企業の経営は急激に悪化した。未曾有の金融緩和のもとバブル期並みの状況にあった企業の資金繰りも一転して厳しくなり、金融機関には新規融資や条件変更の申し込みが殺到した。こうした状況に対して、政府は累次にわたる経済対策で中小企業向けの金融支援策を展開し、コロナ禍で傷ついた中小企業の経営を支えた。本報告では、コロナ禍の日本で実施された中小企業向けの金融支援策を追いながら、今後の日本における中小企業金融支援策の方向性を明らかにしたい¹。

II. コロナ拡大期の金融支援

1. 2020年度の状況

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、売上げの急減から中小企業の事業存続が困難となった2020年度には、政府は政策金融機関による直接融資と民間金融機関の信用保証付き融資を活用した資金繰り支援を大々的に展開した。当初政府は、政策金融機関の日本公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を設け、中小企業への直接融資を中心に資金繰り支援を行う構えであった。しかし、支店数が限られた日本公庫等だけでは、中小企業の突発的な資金需要の高まりに対応することはできなかった。そこで政府は支店が豊富な民間金融機関も活用すべく、公的信用保証を用いた新たな融資制度（ゼロゼロ融資）を創設することになった。

公的信用保証を用いた融資制度では、これを利用する民間金融機関のモラルハザードが

¹ 本報告の2022年度までの状況については、西田顕生（2024）「ポストコロナの中小企業金融支援—コロナ期の日本の経験—」吉林大学東北アジア研究院『現代日本経済』（掲載予定、近刊）に基づいている。詳細については、そちらを参照されたい。

問題となる。貸出先企業がデフォルトしても、その損失は最終的には政府が負担することになるため、民間金融機関が貸出先のモニタリングを怠ることになるからである。しかし、パニック的な状況のなかでモラルハザードの抑制よりも中小企業へ迅速な資金提供が優先され、ゼロゼロ融資は、企業にとっては当初3年間実質無金利・無担保、金融機関にとっては100%保証という、企業・金融機関双方にとって極めて使い勝手の良い制度となった。そのため、パニック時にも関わらず民間金融機関の貸出態度は消極化することなく、中小企業への大量・迅速な資金供給が可能になった。その結果、2020年度の倒産は過去最低の水準にとどまったが、コロナ禍の短期間での収束が見通せなくなるなかで、中小企業にとっては、コロナ禍の長期化に対応した事業再構築や経営改善の必要性が高まった。そこで、政府は事業再構築や経営改善に役立つ補助金や融資・保証制度の整備を進めることで、中小企業による主体的な事業再構築の取組みを支援しようとした（表1）。

表1 2020年度に実施された中小企業向け金融支援策

| |
|---|
| <p>「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(20/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公庫等のSN貸付の要件緩和 ・SN保証4号(100%保証)指定、SN保証5号(80%保証)の業種拡大 <p>「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」(20/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公庫等による実質無利子・無担保融資(政府版ゼロゼロ融資)の導入(~22/9) ・危機対応業務の発動、危機関連保証(100%保証)の初導入 ・既往債務に係る条件変更の取組みを官民金融機関・保証協会に要請 <p>「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(20/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応資金(民間版ゼロゼロ融資)の導入(20/5~21/3) ・政府版・民間版ゼロゼロ融資を活用した既往債務の借換促進 ・官民ファンドの新設、日本公庫等での資本金劣後ローンの新設 ・Go Toキャンペーン <p>「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」(20/5:日銀)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間版ゼロゼロ融資をコロナへの適格融資に追加。日銀当預への付利とマクロ加算残高の枠確保 <p>「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(20/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再構築補助金を創設し、新分野展開・事業転換・事業再編を行う事業者を支援 ・日本公庫等による設備資金貸付時の金利優遇制度創設 ・民間版ゼロゼロ融資の21/3での終了と、これに代わる伴走支援型特別保証制度の導入(21/4~) ・政府版ゼロゼロ融資の21年度の継続 ・事業再生をサポートする経営改善サポート保証の拡充(21/3) |
|---|

資料) 閣議決定(2020a)(2020b)、新型コロナウイルス感染症対策本部(2020a)(2020b)、日本銀行(2020)より作成。

2. 2021年度の状況

コロナ禍の短期間での収束が見込めなくなり、ウィズコロナを前提とした事業活動が求められるようになった2021年度になると、資金繰り支援の成功の裏返しで過剰債務問題が浮上し、その解決が新たな政策課題となった。政府は過剰債務問題への対応を中小企業の収益力改善と債務整理の二本立てで進めることにし、事業再構築補助金等の運用により本格的な対応が始まっていた前者に加えて、後者についても体制整備を急いだ。日本の公的

信用保証の仕組みでは、中小企業者に保証を提供する信用保証協会のもとで発生する損失の大部分は、日本公庫の信用保険部門から支払われる保険金で賄われるため、過剰債務問題の深刻化でゼロゼロ融資の返済不能が急増することになれば、信用保険部門の収支が大幅に悪化することになる。これまでも、「中小企業金融安定化特別保証制度」（1998年10月～2001年3月）や「緊急保証制度」（2008年10月～2010年3月）といった大規模な資金繰り支援策が実施されるたびに信用保険部門の収支が大きく悪化し、国が巨額の出捐を行うといった事態が繰り返されてきた。そのため、日本の中小企業向け金融支援策の中核を担う信用保証制度の持続可能性を確保するためにも、過剰債務問題への早期の対応が求められた。

債務整理の支援については、コロナ禍以前から始まっていた認定支援機関による経営改善支援を強化するとともに、私的整理を活用した債務整理を推進すべく、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定や、中小企業の再生に向けた取組みを支援する中小企業再生支援協議会の機能強化が図られた。これらの対応を一体的に実施すべく取りまとめられたのが、2022年3月に公表された「中小企業活性化パッケージ」であった。同パッケージでは、これまで実施してきた資金繰り支援の継続を明記するとともに、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援すべく、都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会を改組して中小企業活性化協議会を置き、同協議会に地域における事業再生等のハブ機能を担わせることにした（表2）。

表2 2021年度に実施された中小企業向け金融支援策

| |
|---|
| <p>「成長戦略実行計画」(21/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再構築・事業再生の環境整備 中小企業版私的整理等のガイドラインの策定、私的整理等に対する金融機関の取組み促進 ・収益力改善に向けた取組み 企業の自律的・持続的成長に向けた収益力改善を支援すべく、事業再構築補助金を見直し <p>「コロナ克服・新時代回復のための経済政策」(21/11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再構築の取組み支援 事業再構築補助金に特別枠（回復・再生応援枠）を設置し、通常より高い補助率を設定 ・認定支援機関による経営改善計画の策定・実行支援 ・政策金融機関等の融資制度と信用保証制度の拡充 ・伴走支援型特別保証制度の保証限度額引上げ、経営改善サポート保証の保証料軽減措置継続 ・政府版ゼロゼロ融資の延長。ハンズオン支援とセットになった官民連携ファンドによる債権買取・出資 <p>「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(22/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業版私的整理手続」を示すことで、迅速かつ柔軟に事業再生に取り組むことが可能に <p>「中小企業活性化パッケージ」(22/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SN保証4号、政府版ゼロゼロ融資、資本金劣後ローン等の期間延長で資金繰り支援を継続 ・収益力改善支援→特例リスク支援を収益力改善支援にシフト ・事業再生支援→再生ファンド拡充、ガイドラインに基づく再生計画策定支援 ・再チャレンジ支援→経営者の個人破産を回避するルールの明確化 これらを実施する体制を整えるために、中小企業活性化協議会を新たに設置 |
|---|

資料）閣議決定（2021）、成長戦略閣議決定（2021）、中小企業の事業再生等に関する研究会（2022）、経済産業省資料より作成。

Ⅲ. コロナ収束期の金融支援

1. 2022年度の状況

2022年度になると、ポストコロナに向けた動きが本格的に始まった。新型コロナウイルスの感染拡大はなお続いていたが、変異株の弱毒化が明らかになると、感染拡大の防止とともに社会経済活動の再開が目指されるようになった。中小企業向けの金融支援においてもウイズコロナを前提とした事業再構築や過剰債務問題への対応に加え、スタートアップの振興や事業承継の円滑化といったコロナ禍以前から続く政策課題への対応が急がれるようになった。そのなかで、経営者保証や不動産担保への過度の依存という日本の中小企業金融における旧弊がクローズアップされ、これらを是正する動きが急ピッチで進んだ。

経営者保証の問題については、2022年12月に公表された「経営者保証改革プログラム」にて経済産業省・金融庁・財務省の3省庁が連携して進める対応策が明記され、不動産担保の問題についても、2023年度中の法案提出が予定されている事業成長担保権の導入により、依存度の低下が期待されている。政府のこれらの対応で経営者保証や不動産担保の利

表3 2022年度に実施された中小企業向け金融支援策

| |
|--|
| <p>「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」(22/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談の実施、官民金融機関による返済猶予・条件変更 ・政府版ゼロゼロ融資等の9月末までの延長、事業再構築補助金の拡充（原油価格高騰への対応） <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(22/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証を徴求しない創業保証制度を創設、金融機関による経営者保証徴求慣行の見直し ・事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保制度）の創設 <p>「中小企業活性化パッケージNEXT」(22/9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府版ゼロゼロ融資を9月末で終了する一方、日本公庫等のコロナ貸付を継続 ・信用保証制度のコロナ対応（SN4号指定）の継続 ・伴走支援型特別保証制度と公庫等のコロナ貸付（スーパー低利）は限度額引上げ ・収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援の拡充、中小企業活性化協議会の体制強化 ・飲食業・宿泊業の支援専門窓口設置、金融機関からのトレーニー受入制度の拡充 <p>「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(22/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい状況にある事業者への資金繰り支援、収益力改善支援、事業再生・再チャレンジ支援を実施 ・信用保証付き債権 DDS の拡充 <p>「経営者保証改革プログラム」(22/12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ創出促進保証制度の創設、金融機関にプログラムへの取組方針作成・公表義務付け ・保証料の上乗せで経営者保証解除を選択できる保証制度の創設 ・プロパー融資からの借換を認める新制度の時限的創設 <p>保証制度の拡充 (23/1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ借換保証制度の創設、経営改善サポート保証と信用保証付債権 DDS の要件拡充 <p>「コロナ資金繰り継続プログラム」(23/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策金融機関のコロナ貸付の延長（スーパー低利融資と資本性劣後ローン） 政府版ゼロゼロ融資からの借換円滑化を意図 |
|--|

資料) 閣議決定 (2022a) (2022b)、経済産業省資料、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定 (2022)、財務省資料より作成。

用が難しくなれば、貸付債権を安易に保全することは困難になるため、民間金融機関にとっては借手の事業内容や成長可能性等を適切に評価する事業性評価能力がこれまで以上に重要になる。

また2022年度には、ゼロゼロ融資を中心としたコロナ融資の出口戦略についても検討が進んだ。2022年9月には「中小企業活性化パッケージNEXT」が公表され、同年3月に公表された「中小企業活性化パッケージ」の施策が強化されるとともに、2023年1月にはゼロゼロ融資の借換えを意図したコロナ借換保証制度が導入された。同保証制度には保証料の優遇措置等が講じられている反面、事業者が作成した経営行動計画への金融機関の継続的な伴走支援が義務付けられており、2021年度に導入された伴走支援型特別保証制度と同様、事業者による経営改善の取組みに対する金融機関のコミットメントを強く求める制度となった。継続的なモニタリングを通じた伴走支援は事業成長担保権を活用した融資でも必要とされており、政府はコロナ禍で疲弊した中小企業との緊密なリレーションシップの構築を、民間金融機関に対して、これまで以上に強く求めることになった（表3）。

2. 2023年度の状況

新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行された2023年度になると、経済活動の再開が急速に進んだ。一方で、資源高や円安による物価高騰や人手不足の問題が深刻化し、中小企業の倒産も大きく増加した。その結果、民間版ゼロゼロ融資の代位弁済も急増し、2022年度に赤字に転落した日本公庫の信用保険部門は、2023年度に入ると、月次の赤字幅が急激に拡大した。民間版ゼロゼロ融資は100%保証付き融資であり、これを中小企業に提供する民間金融機関にとってはノーリスクである。しかしながら、民間金融機関の多くはゼロゼロ融資を実行した借手に対してプロパー融資も提供しており²、与信リスクを伴うプロパー融資の返済を確実にするためにも、金融機関による主体的な経営改善支援を早期に実施する必要性が高まった。

2023年8月には「挑戦する中小企業応援パッケージ」が公表され、2022年9月の「中小企業活性化パッケージNEXT」に引き続き、挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速すべく、総合的な支援策が展開されることになった。具体的には、民間金融機関との連携による信用保証協会の経営改善支援機能の強化や、早期経営改善計画策定支援事業を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進が謳われた。また商工中金の危機対応融資先に対するDES（債務の株式化）の利用や、事業再生ガイドラインの運用改善も行われることになった。さらに円滑な再チャレンジを支援するために、中小企業活性化協議会の体制強化も図られることになった。

² 中小企業庁の統計（「保証実績の公表」）によると、民間版ゼロゼロ融資が実施された2020年度において、信用保証協会の保証承諾件数全体に占めるプロパー融資あり案件の比率は48.9%に達し、民間金融機関は保証承諾金額の2.1倍のプロパー融資残高を抱えていることが明らかになった。

その後11月には翌4月から適用される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案が示され、政府はコロナ禍の資金繰り支援フェーズから経営改善・事業再生支援フェーズへの転換を民間金融機関に強く求めることになった。具体的には、民間金融機関に保証協会等との早めの連携を求め、事業者には早期経営改善計画の策定等のソリューションを提供し、その実施状況を継続的・適切にモニタリングすることになった。さらに、2024年3月には「再生支援の総合的政策」が公表され、信用保証協会に対しては、民間金融機関との連携のうえ、保証付融資の割合が高い先等に協会が主体的に支援すること、中小企業活性化協議会への案件持込みを促進すべく、協議会への持込実績を協会別に公表することになった。また中小企業活性化協議会に対しては、低評価の協議会に対して業務改善計画の策定を義務付け、協議会による事業再生支援のレベルアップを強く求めることになった（表4）。

表4 2023年度に実施された中小企業向け金融支援策

| |
|---|
| <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正（23/4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者保証を徴求する際、事業者への判断理由の説明と、説明内容の記録を義務化 ・ 9月末から説明・記録件数の報告を半期ごとに求める <p>「経済財政運営と改革の基本方針2023」（23/6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務が増大している中小企業等の収益力改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化 ・ 経営支援、資金繰り支援に加えて、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化 ・ 債務減免を含めた債務整理、早期事業再生を促す経営者保証に依存しない融資慣行の定着 <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実施計画2023改訂版」（23/6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築 ・ 事業再構築法制の整備、企業の事業性に着目した資金調達を推進 事業成長担保制度の早期法制化→24年通常国会に法案提出 <p>「挑戦する中小企業パッケージ」（23/8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用保証制度でのコロナ対応の縮小（SN保証4号は借換えのみ） ・ コロナ特別貸付の金利優遇幅引き下げと期間延長、資本性劣後ローンの限度額引上げと期間延長 ・ 経営改善フェーズ、再生フェーズ、再チャレンジフェーズの各フェーズにおける支援強化 これを展開するために「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」（仮称）を設置 <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正（24/4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍の資金繰り支援フェーズから経営改善・事業再生支援フェーズへの転換 ・ 事業者へのプッシュ型で提供可能なソリューションの提示や保証協会等との早めの連携 ・ 事業者への早期経営改善に関するソリューションと、その実施状況の継続的・適切なモニタリング <p>「再生支援の総合的対策」（24/3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ保証（借換目的SN4号、コロナ借換保証）、コロナ特別貸付、資本性劣後ローンの期間延長 ただし、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本 ・ 信用保証協会、中小企業活性化協議会等6つの領域で再生支援を強化 |
|---|

資料）閣議決定（2023a）（2023b）、金融庁資料、経済産業省資料より作成。

IV. おわりに

本報告では、コロナ禍の日本で実施された中小企業向けの金融支援策を追いながら、日

本における中小企業金融の改革の方向性を明らかにしてきた。パニック的な状況のもとで多くの中小企業の事業継続が困難となった2020年度は、中小企業への資金繰り支援が政府の主たるミッションとなった。しかし、コロナ禍の長期化が不可避となり、ウィズコロナを前提とした事業活動が求められるようになると、資金繰り支援に加えて事業再構築支援や経営改善支援も行われるようになった。また資金繰り支援の成功の裏返しで過剰債務問題が浮上した2021年度になると、事業再生支援に向けた体制整備も進むことになった。そして、コロナ禍の出口が展望されるようになった2022年度になると、事業再生支援が始動するとともに、経営者保証や不動産担保への過度の依存といった中小企業金融の負の側面にもメスが入ることになった。

さらにゼロゼロ融資の実質的なゼロ金利期間が終了し、金利負担が始まる2023年度になると、民間版ゼロゼロ融資先への経営改善支援や事業再生支援の必要性がさらに高まり、政府は民間金融機関に事業者への経営改善・再生支援を前倒して実施することを強く求めるようになった。また民間金融機関単独での経営改善・再生支援が難しい場合は、政府は信用保証協会や中小企業活性化協議会と連携して経営改善・事業再生支援を実施することを求めており、政府は下位業態による案件持ち込みが増えると予想される、これら機関による支援のレベルアップも強く求めるようになった³。こうした動きに通底しているのは、中小企業のライフサイクル毎の課題解決に民間金融機関をいかに貢献させるのかという政府当局の問題意識である。ポストコロナの中小企業金融支援においても、政府は中小企業と金融機関の「共通価値の創造」を目指した政策を今後とも続けることになろう。

参考文献

- 閣議決定（2020a）「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策—国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ—」（令和2年4月20日）。
- 閣議決定（2020b）「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日）。
- 閣議決定（2021）「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日）。
- 閣議決定（2022a）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日）。
- 閣議決定（2022b）「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日）。
- 閣議決定（2023a）「経済財政運営と改革の方針2023」（令和5年6月16日）。
- 閣議決定（2023b）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日）。
- 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定（2022）「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」（令和4年4月26日）。
- 新型コロナウイルス感染症対策本部（2020a）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日）。

³ 中小企業庁の統計（「保証実績の公表」）によると、民間版ゼロゼロ融資を含む100%保証利用の業態別シェアを見ると、信用金庫の代位弁済のシェアが2020年10月から2021年3月の36.1%から、2023年4月から9月の40.5%へと急激に上昇しており、信用保証協会や中小企業活性化協議会との連携による支援の必要性は高まっていると考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策本部（2020b）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」（令和2年3月10日）。

成長戦略閣議決定（2021）「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日）。

中小企業の事業再生等に関する研究会（2022）「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月）。

日本銀行（2020）「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」（2020年5月22日）。

編集後記

東アジア研究第33号をお届けします。

今号は特別寄稿の論文1本、また2024年3月7日に台湾の東呉大学城中キャンパスにて台湾の東呉大学商学院・法学院・東アジア地域発展研究センター・WTO法律研究センターと東アジア学会との共同開催によって行われた日台シンポジウム「日台の新たな未来関係を目指して」特集として、寄稿論文3本、報告要旨1本を掲載しております。

特別寄稿の論文は、長年東北アジア地域の現状と課題を経済という側面から研究してこられた小川雄平会員（東アジア学会前会長）による、緊張緩和のための地域経済協力による関係改善を提唱するものです。日台シンポジウム特集へは、台湾の東呉大学日本語文学科の羅濟立教授が日台の青少年交流事業に関するインタビューに基づく論考をご寄稿くださいました。また荒木会員、渡辺会員、西田会員の論考や報告要旨からは、シンポジウムでの活発な議論を感じていただけることと思います。いずれも大変読み応えのある論考ですので、ぜひご一読ください。

今年度は34号の刊行も予定しています。皆様の積極的な投稿をお待ちしています。

（編集担当：荒木雪葉、猿渡 剛、山田良介）

東アジア研究（東アジア学会機関誌） 第33号

発行日：2024年8月

発行：東アジア学会

事務局：〒814-8511

福岡市早良区西新6丁目2番92号

西南学院大学 学術研究所 藤川研究室内

TEL：(092)823-4227（代表）

E-mail：eastasianstudies2020@gmail.com

※本書の無断転載は難くお断りいたします。

予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.33 2024 August

Détente and Cross Border Economic
Cooperation in Northeastern Asia **OGAWA Yuhei**

The Current Status and Challenges of
the Taiwan-Japan Youth
Exchange Program **LUO JiLi**

Chinese Education for Living in
a Multicultural Society:
Thinking with the Development of
Online Teaching Materials **ARAKI Yukiha**

Administrative Reform in Contemporary China:
The Case of the 2023 Plan **WATANABE Naoto**

Financial Support for SMEs during
the COVID-19 Pandemic in Japan **NISHIDA Akio**